

# 官報

號外

明治三十二年二月二十六日

日曜日

印刷局

## 第十三回 衆議院議事速記録第二十七號

明治三十二年二月二十五日(土曜日)午後一時十九分開議

議事日程 第三十五號 明治三十二年二月二十五日

午後一時開議

- 第一 商法修正案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第二 國有林野法案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第三 國有土地森林原野下戻法案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第四 關稅法案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第五 中央工業試驗所設立ニ關スル建議案(脇坂行三君) 第一讀會ノ續(委員長報告)

○議長(片岡健吉君) 是ヨリ諸般ノ報告ヲ致シマス

(寺田書記官朗讀)

政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如ク

森林資金特別會計法案

貴族院ヨリ送付セラレタル議案左ノ如ク

非訟事件手續法中改正法律案

商法施行法案

貴族院ヨリ本院ノ回付ニ係ル國籍法案ハ本院ノ修正ニ同意スルコトヲ得サ

ルモノト議決シ兩院協議會ヲ開カンコトヲ請求シ且協議委員ノ數ハ十名ト

ナス旨通牒アリ

議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如ク

海田市ヨリ吳ニ至ル鐵道敷設工事著手ノ建議案

提出者

内藤 守三君 小田 貫一君

井上 角五郎君 大津 淳一郎君

串本 康三君 望月 圭介君

花井 卓藏君 宮本 幸二郎君

石田 貫之助君

和田 彦次郎君

山内 吉郎兵衛君

恆松隆慶君ヨリ島根縣下交通機關ニ關スル件、大津淳一郎君恆松隆慶君ヨ

リ神社ニ關スル特別官衙設置ノ建議ノ件ニ付質問書ヲ提出セラレタリ

印紙稅法案協議委員議長ニ瀧口歸一君副議長ニ野田卯太郎君當選セラレタ

リ

特別委員長及理事左ノ適當選セラレタリ

刑事訴訟法中改正法律案

委員長 關 直彦君 理事 花井 卓藏君

所得稅ヲ課セラレタル法人ヨリ受クル配當金ニ關スル法律案

委員長 磯部 八五郎君 理事 佐藤 通代君

船舶法案外一件 田村 順之助君 理事 望月 圭介君

(左ノ質問書ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

島根縣下交通機關ニ關スル質問書

山陰道中島根縣ハ郵便電信局ノ設置少ナク從テ集配區域廣潤ニ過キ諸般

ノ不便ヲ感スル甚ク大ナリ其増設ヲ要スル箇處ハ曩キニ屢々議會ニ於テ質

問シ且ツ今議會ニ於テ地方有志者ヨリ之カ請願書ヲ提出シ貴族院ハ已ニ願

意ノ大體ヲ採擇スヘキモノト之ヲ議決シ衆議院ハ交通機關ニ關スル諸問題

ハ之ヲ院議ニ付セス請願委員ヨリ直ニ之レヲ參考トシテ政府ニ回付シ之レ

カ調査ヲ委ネタルノ次第ナリ依テ更ニ今議會ニ於テ政府ノ調査及其方針ヲ

問フ

其増設ヲ要スル箇所中最モ急ヲ要シ即明治三十二年度中其開始ヲ希望ス

ルモノ左ニ

電信局 簸川郡直江 那賀郡三隅 知夫郡浦郷

邑智郡其他各郡ニ於テ二三箇所

郵便局 邑智郡日貫村那賀郡周布村其他各郡ニ於テ二三箇所

小包郵便開始 簸川郡直江局那賀郡淺利局其他各郡内ニ於テ各郵便局ノ内三四箇所

一 島根縣下ニ於テ政府ハ曩キニ出雲國美保關地藏鼻及外一箇所ニ燈臺ヲ設

置シタリト雖モ尙ホ之レカ建築ノ必要ナル個所尠カラズ已ニ請願書等ヲ

提出シタルモノナリ就中出雲國宇龍港隱岐國黑島大波加島石見國溫泉津

等ノ如キハ其最モ急ヲ要スルモノナリトス此等ニ對シ政府ノ調査方針如

何

一 山陽道中島根縣ハ登記所ノ設置少ナク爲ニ不便ヲ感スル事益々多ク其増

設ハ地方人民ノ切望スル所ニシテ曩キニ屢々其方針ヲ質問シ尙ホ今議會

ニハ地方ヨリ請願書ヲ提出セシ次第ナリ此等ニ對シ政府ハ三十二年度若

クハ三十二年度ニ於テ増設ヲ實行スルヤ否哉

其増設ヲ要スル箇所ノ内最モ急ヲ要スルモノハ

出雲國簸川郡直江

石見國鹿足郡日原

邑智郡其他各郡ニ於テ二三箇所

一 島根縣下濱田區裁判所ハ明治十二年其敷地ヲ得同十三年ノ建築物ニシテ

爾來殆ント二十年間ヲ經過シ其荒朽甚シク何時顛覆スルヤモ難計加フル

ニ其位置ニ至テハ頗ル不潔ニシテ裁判所等ニハ不適當ノ土地柄ナリ元來

政府ハ尾ノ道區裁判所ト同時ニ改築ノ豫定ナリシト聞ク然ルニ濱田區裁判所ハ于

裁判所ハ已ニ三十二年度ニ於テ其工ヲ竣ヘタリ然ルニ濱田區裁判所ハ于

今其實行ヲ見サルノミナラス位置ノ測定ヲモナシタル事ナキカ如シ依テ

來ル三十二年度ニ於テ縱令之レカ改築ヲナス能ハストスルモ土地買上ケ

位置ノ測定ニテモ實行アラント切望ニ堪ヘサルナリ右ニ對シ政府ハ如

何ナル方針ナルヤ

右質問ノ諸點速ニ答辯アラシム事ヲ望ム

明治三十二年二月二十五日

提出者 恆松隆慶  
贊成者 松本正友 外三十名

神社ニ關スル特別官衙設置ノ建議ニ對スル質問書主意書  
本院ハ第九議會ニ於テ國體ノ本元ニ則リ神社ト宗教ノ區別ヲ  
明カニスル爲メ神社ニ關スル特別ノ官衙ヲ設置セラレンコトヲ建議セリ政  
府ハ此建議ニ對シ如何ニ處置セラレントスルヤ  
右及質問候也

明治三十二年二月二十五日

提出者 大津淳一郎  
贊成者 恆松隆慶 市島謙吉 外二十九名

○議長(片岡健吉君) 是ヨリ會議ヲ開キマス  
○高津雅雄君(百五十三番) 議長……  
○議長(片岡健吉君) チョット諸君ニ御諮リスルコトガアリマスガ、齋藤和  
平太君ハ請暇ヲ申出デラレマシテ請暇中デアリマシテ、此船舶法案外一件ノ  
特別委員ヲ辭任セラレマシタガ、許シマシテ御異議ハアリマスマイカ  
〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 此委員ハ議長ノ指名ニ成立ッタモノデアリマスカラ、  
御異議ガナケレバ議長ガ指名スルコトニ致シマス  
〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 然ラバ高須賀禮君ヲ指名致シマス  
○高津雅雄君(百五十三番) 議長……  
○議長(片岡健吉君) チョット正誤ヲシテ置キマスガ、去ヌル二十二日ニ鐵道  
敷設中改正法律案ノ委員秋山元藏君ガ、理事ニ當選セラレタルヲ誤寫ガアリ  
マシテ、杉下太郎右衛門君ガ理事ニ當選セラレマシタコトニ報告致シマシタ  
ガ、是ハ間違デアリマスルカラ、正誤シテ置キマス

○高津雅雄君(百五十三番) 議長……  
○議長(片岡健吉君) 百五十三番ハ何デスカ  
○高津雅雄君(百五十三番) チョット議事日程ニ入ル前ニ議長ニ希望ヲ述ベ  
テ置キタイノデスカ、此庶務課室ノ前其他各議員ノ部室ニ東京灣ノ砲臺、ソ  
レカラ横須賀造船所ノ觀覽ヲ希望ノ者ハ來ル二十七日ニ案内ヲスルコト云フコ  
トデカザイマス、ソレデ私モ此希望者デゴザイマスルガ、今朝庶務課ニ就イ  
テチョット尋ネマシタ所ガ、百餘名ノ申込ガアルト云フ、ソレデ明後日此百  
餘名ノ議員ガ横須賀ナリ東京砲臺ニ往クト云フコトニナリマスルト、自然此  
會ガ定數ニ足ラナイヤウニナルドラウト思ヒマス、ソレデ……

○議長(片岡健吉君) 其コトハ昨日モウ散會ノ前ニ議會ニ諮リマシテ、休會  
ヲスルコトニナッテ居リマス  
○高津雅雄君(百五十三番) サウデスカ、本員ハ昨日日出シマセナンダノデ、ソ  
レデ……

(恆松隆慶君演壇ニ登ル)

○恆松隆慶君(九十七番) 私ハ山陰道鳥根縣下ノ交通機關其他ノコトニ附イ  
テ質問ヲ提出致シマシタ、誠議ニ會切追ノ今日貴重ノ時間ヲ惜ムトキニ斯様ナ  
一局部ノコトノ質問ヲ致シマスノハ、甚ダ相濟マナイコト、考ヘマスケレド  
モ、是モロムヲ得ナクシテ出シタノデゴザイマスカラシテ、サウ長クハ決シテ  
理由ヲ述ベマセムカラ、暫ク御清聴ヲ煩ハスノデゴザイマス、此山陰道ハ全體交  
通不便デアリマシテ、未ダ鐵道ハ開ケモ致シマセズシテ、此僻隅ノ民ノ苦ンデ  
居ルト云フコトハ、實ニ名狀スベカラザル有様デゴザイマス、毎回は等ノ事ニ  
附イテ私ハ質問モ致シ、又建議モ致シマシタノデゴザイマスガ、第一此鐵道ガ  
未ダ開ケナイコトニ附キマシテ、之ヲ一日半時モ早クドウカ開イテ貰ヒタイ  
ト云フ希望ヲ有ッテ居ルノデゴザイマスガ、此コトニ附キマシテハ當議會デ  
ハ同志ト相計リマシテ、既ニ法律案ヲ提出致シテ居リマスカラシテ、今回ハ鐵  
道ノコトニ附イテハ質問ハ致シマセナイガ、未ダ郵便ナリ電信ナリ或ハ燈臺  
ナリ登記所ナリト云フヤウナモノガ、誠ニ不備デゴザイマシテ、一ノ電報ヲ掛  
ケマスニモ五里十里往カネバナラヌ、又一ノ郵便狀ヲ出シマスルニモ五里モ  
六里モ往カネバナラヌト云フヤウナ有様デ、地方ノ新聞デモ三日四日掛ラネ  
ハ見ラレナイト云フヤウナコトガアリマス、今日如何ナル場合デアラカト云  
ハ、國家ノためニハ財政上ノコトニ附イテハ、均シク山陰道ノ人ト雖モ負擔  
ヲ受ケ義務ヲ盡シテ居リマスル、ソレハ如何ニ山中デモ濁酒モ造ラレナイ  
飲マレナイト云フ位ナコトマデ忍ンデ、國家ノためニハ盡シテ居リマスルノ  
ズ、未ダ郵便ナリ或ハ電信ナリ其他ノコトガ不備デ、實ニ苦ンデ居リマスルノ  
デアリマスルデ、僅カ登記所ニ十圓近クノ登記ヲ受ケマスルノニモ、登記所ガ  
五里モ七里モアルカラシテ、一日二日滞在シテ往カネバナラヌカラシテ、却テ  
十圓餘リノ登記ヲスルノニ、一圓二圓ノ費用ヲ入レルト云フヤウナ感シガア  
ルノデゴザイマスル、山陰道ノコトハ決シテ私ガ斯様ナコトヲ言フノハ、無  
理ナコトヲ言フノデアリノデアアル、是マデ内閣モ度々交通ガアリマシタケレ  
ドモ、如何ナル大臣デモ次官デモ局長デモ、山陰道ノ方ハ巡視ガナイカラシテ  
分ラナイノデアリマスル、ソコデ私ハ此電信ナリ郵便ナリ登記所ナリ、又裁判  
所ノ建築ト云フヤウナ事柄ニ附イテ、四項ノ質問ヲ出シタノデアリマスル、ド  
ウカ政府ニ於キマシテモ、宜シク是等ノコトヲ實地調査ニナリマシテ、成ルベ  
ク三十二年度中ノ下半季中ニ及ブ限開築ノ施設ヲ望ムト云フノデアリマス、  
ソコデ本年ノ議會ニ於キマシテモ、電信郵便其他ノコトニ附キマシテ、段々地  
方ヨリ請願モ出シマシタケレドモ、此衆議院ハ總テ是ハ交通機關ノモノハ、  
政府ニ託シテ調査セシメムト云フ行政ノ處分ニ委スベキモノダト云フコト  
デ、大體ヲ採擇シテ院議ニハ上ボラナカッタノデアリマス、貴族院ハ一々皆  
採擇ニナッタ次第デゴザイマスル、斯様ナ有様ダカラシテ、此請願ニナッタ  
モノハ、假令請願ナイト雖モ、宜シク實地ニ就イテ成ルベク及ブダケハ三十  
二年度中ニ、出來ナイモノハ、三十二年度デモ之ヲ爲シテ、此僻隅ノ民ノ少ハ苦  
ミヲ通レルヤウニ致シテ貰ヒタイノデアリマスル、丁度ニ是ニ田中君ガ鐵毒事  
件ニ熱心ノヤウニ、私モ山陰道ノ人民ガ是デ稍々平均ガ取レヤウ、是デ宜カ  
ラウト云フマデハ、毎回建議ナリ或ハ質問ヲ出ス積デアリマス、先ヅ私ノ熱  
心ハ此位デアリマス、委細ハ質問書ニ述ベテアリマスルカラ、是位ニシテ置キ  
マス

○大津淳一郎君(百九十番) 議長……  
○議長(片岡健吉君) 大津淳一郎君

(天津淳一郎君演壇ニ登ル)

○天津淳一郎君(百九十番) 諸君、私ハ成規ノ同意者ヲ得テ、本日政府ニ質問書ヲ提出致シマシタ、其質問書ハ神社ニ關スル特別官衙設置ノ建議案ニ對スル質問、文案モ短カウゴザイマスカラ、御參考ノタメニ讀ンデ置キマス

デアリマスガ、事ハ關スル所大ナリ、少バカリノ事業 既往ノ歴史ヲ見マ、スレバ、日本ノ文明ハ悉ク支那ヨリ來テ、支那ノ文字ヲ以テ日本ハ開ケタノ

是ダケノコトデゴザイマス、第九議會ニ於キマシテモ本議會ニモ諸君ノ一同ノ御賛成滿場一致ヲ以テ、建議ヲ致シテ居リマス、是ニ對シテハ質問ヲ致シ度ナイ積デゴザイマス、黨派ノ問題デナシ、苟モ一官衙ノ設立ト云ヒナガラ、苟モ國體ニ關スルコトデアリマスカラ、黨派ノ問題ノ如ク、今ノ内閣ハ

來テアル故ニ、此風教ヲ維持シテ往クト云フコトハ、必要デゴザイマス、シテ吳レイト云フコトヲ言フテ置キマシテ、今四五日ノ議會ニナルノニ、ツレガ出テ來ナイ、併ナガラ追加豫算ノ提出ガナクテモ、此官衙ヲ建テルコト

對テ唱ヘラレタ人ハナイノデ、而シテ其コトハ今日行レナイノデアル、是レ質問スルノ已ムヲ得ザルニ至ラタ次第アルノデアル、衣食足リテ禮節ヲ知ル、斯ノ如キ官衙ヲ立テルノハ小サイケレドモ、日本ハ建國ノ始ヨリ祖宗ヲ祀リ、而シテ以下忠臣烈士ヲ祀ツテ宗祖ヲ尊崇シ、忠臣烈士ヲ祀ツテ之ヲ奉祀スルト云フコトハ、日本ノ國體ノ由ツテ來タノデ、是ガ故ニ日本ヲ稱シテ神州ト謂ヒ、我皇室ヲ稱シテ神孫ト謂フ、連綿トシテ今日ニ至ラタモノ

ハ、斯ノ如キ國體ノアルガ故ト、私ハ確信シテ居ル、此典例ニ附イテ一官衙ヲ立テ、而シテ此典例ヲ明ニスルト云フコトヲ努メナイ、所謂財政ガ紊亂シテ居テ、填補案ニ四苦八苦ノ苦ヲシテ居ルト云フ場合デアアルカラ、衣食ガ足ラナイト云フコトデ、禮節ヲ盡スコトガ出來ナイト云フ思召カモ知レマセヌケレドモ、此位ノコトヲ餘リ緩慢ニ付セズトモ出來サウナモノデアルト思フ、聖人君子ハ死ニ臨ンデ冠ヲ正ス、如何ニ苦シイ中ナレバトテ、一官衙ヲ立テルコトハ、國家ノ典例デアアツテ、苟モ衆議院ガ二度マデモ、貴族院ガ建議シテ居ルコトハ、如何ニ苦シイ中デモ設置ガ出來ナイト云フコトハナカラ

君子ヲ以テ待ツト云フコトハ無理デアアルト云ヘバ據ロナイ、併ナガラ一方ヲ願レドモ、鐵道國有建議案ト云フ如キハ、世界各國未ダ私有國有ノ議論ガ定ラヌノミナラズ、衆議院モ滿場一致ノ建議デナイ、然ルニ此建議ガ出マスルト、直グニ官制ヲ發布シテ、サウシテ調査會ナルモノヲ作り、又ツレニ伴ウテ追加豫算ノ提出ヲスル、斯ノ如ク敏速ニ運レル内閣諸君ガ、貴衆兩院一致

ハ、如何ナル次第カ、殆ド其趣意ガ吾々共分ラヌノデアリマス、而シテ吾々共ガ此一局ヲ立テ、一官衙ヲ建テルト云フコトハ、些細ナコトデアアルヤウ

倒テアル、如何ニモ今日ノ如キ此神社ニ對スルコトガ亂レテ居リマスカラ、此取調ハ飽クマデシテ貫ヒタイノデアアル、第一ニ内務省ノ豫算ノ中ノ保存金杯ト云フコトハ、殆ド國家ノ宗祀ト云フコトニ對シテハ、名目ガ違フテ居ルデアアル、又種々是等ノコトニ附イテハ吾々共細末ニ至ツテハ、細ニ調ベテ居ルモノモアルノデアアル、併ナガラ之ヲ若シ之ヲ調ベタイト云フナラバ、若シ速ニ官衙ヲ建テ、今ノ神社課ノ如キモノニ任セズシテ、一官衙トシテ區域ヲ擴張シテ調ベタナラバ、却ツテ速ニ運ブノデアアル、左様ナ言語デ之ヲ終ヘシメント欲スルハ、甚ダ不埒ナ言語ト私共ハ言ハナケレバナラヌト思ヒマス、故ニ此質問書ヲ提出シタノデアリマス、宜シク諸君モ以後ノタメニ御聽置キテ願フノデアリマス

○議長(片岡健吉君) 諸君ニ御諮リスルコトガアリマスガ、國籍法案ニ附イテ貴族院カラ協議會ヲ要求スナリマシタ、此協議委員十名ヲ議長ガ指名シテ御異議ガアリマスマイカ

(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、議長ガ指名スルコトニ致シマス、奈須川光實君カラ其種々補給ニ關スル建議ノ委員會ヲ開キタイト云フコトデアリマスガ、御異議ガナケレバ許スルコトニ致シマス

(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、許可スルコトニ致シマス

○山内吉郎兵衛君(二百四十番) 要塞地帯法案ノ審査特別委員ヲ命ゼラレテ取調ヲ致シテ、既ニ結了シテ居リマスルガ、未ダ報告書ヲ配附スルニハ至リマセヌ、報告ヲ致シマシテ、今日ノ議事日程ニ載セラレシコトヲ希望致シマス

竝ニ決算委員ノ……

○議長(片岡健吉君) 報告ナラバ、演壇デ御述ベナサイ

○山内吉郎兵衛君(二百四十番) 直チニ決算委員ノ第一分科會ノ委員會ヲ開キタクゴザリマスカラ、許可ヲ與ヘラレンコトヲ希望致シマス

○議長(片岡健吉君) 報告ハ今ナサイマスカ

(日程ニ載セテ居ラスニ緊急動議ナラバ、今日ノ日程ガ濟ンデカラヤツテ貫ヒマセウ)ト呼フ者アリ

(山内吉郎兵衛君演壇ニ登ル)

○山内吉郎兵衛君(二百四十番) 要塞地帯法案ノ報告ヲ致シマスル、此法案ハ貴族院ヨリ回付セラレタモノデアリマスルガ、別ニ修正ヲ要スル廉モゴザイマセヌ、貴族院ノ回付セラレタ通ニ可決スベキモノト決定致シマシテゴザイマス、尙ホ此事件ハ至急ヲ要スルコトガサウデゴザリマスルカラ、今日ノ議事日程ヲ變更セラレテ、直チニ議事日程ニ載セラレシコトヲ希望致シマス

○恆松隆慶君(九十七番) 只今日程ノ變更デゴザリマスルコト、免ニ角商法ダマシト云フ重大ノ問題デアリマスレバ、ソレデ第二ノ官有トカ關稅トカ彼ノ一カラ二三四マデ濟ンダ後トデ、日程變更ニデモナルナラバナラヌト云フコトニナリマス、延バンテ貫ヒタイ

○議長(片岡健吉君) 議事日程變更ニ贊成ガナイト思ヒマスカラ、日程ノ第一、商法修正案ノ第一讀會ノ續、委員長報告

○山内吉郎兵衛君(二百四十番) 委員會ノ分ハ

○議長(片岡健吉君) 山内吉郎兵衛君ガ決算委員會ヲ開キタイト云フコトデアルガ許可シテ異議アリマセヌカ

(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、許可スルコトニ致シマス

○濱名信平君(百八十一番) 委員會ヲ開キタクゴザイマス、家祿賞典處分法案ノ……委員ノ闕席ヲ御許ス願ヒタイ

○議長(片岡健吉君) 濱名信平君カラ家祿賞典處分法案ノ委員會ヲ開キタイト云フコトデアリマスガ

(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ許可スルコトニ致シマス

(大岡育造君演壇ニ登ル)

○大岡育造君(四十五番) 商法修正案ノ委員會ノ經過及結果ヲ御報告ヲ致シマス、本案ハ御承知ノ通り貴族院カラ審査結了シテ議了シタルモノガ、回付セラレタモノデアリマス、二月三日ヲ以テ委員ノ選舉引續イテ委員長理事ノ選舉致シテ、本員ガ其委員長ニ當リ、林君ガ理事ニ當ラシマシタ、爾來凡ソ十回バカリ委員會ヲ開キマシテ、種々ノ事故ノタメニ毎會悉ク永イコトヲスルコトモ出來マセヌデアリマス、免モ角モ十分ナル質問等ヲシテ、御承知ノ通凡ソ七百條ニモ近イ所ノ法案デゴザイマスカラシテ、之ヲ修正スルヤウナコトガアレバ、餘程影響モ多イカラ、成ルベク意味ヲ明瞭ニシテ、修正セズニ濟ムコトナラバ、修正ヲセズニ致シタイト云フ申合セモアリマシテ、審査ハ十分ニ遂ガマシタ、殆ド此長イ箇條ノ各條ニ附イテヤツタ位ニ審査モ致シマシテ、其結果トシテ要領一箇條ダケノ修正ガ出來マシテゴザイマス、ソレハ既ニ配付シテ置キマシタ通デゴザイマスガ、コ、ニ其コトヲ御報告申シマス、第五十八條ニ一箇所ノ修正ガゴザイマス「定款ノ變更其他會社ノ目的ノ範圍内ニ在ラサル行為ヲ爲スニ總社員ノ同意アルコトヲ要ス」ト云フ是ダケガ本條デゴザイマス、其本條中「其他會社ノ目的ノ範圍内ニ在ラサル行為」ト云フ文字ヲ取除クコト云フコトデゴザイマス、此修正ヲ致シマシタノハ、凡ソ法人ト云フモノハ定款目的等ノモノガ備ツテ、ソレヲ許サレテ出來タモノデアラカラシテ、其法人タル所ノ合名會社ノ目的ノ範圍内ニ在ラザル行為ヲバ、總社員ノ同意ガアリサヘスレバ、動スト云フヤウナコトガアツテハ、頗ル危険デアラザル行為マデヲ總會ノ決議ガアリサヘスレバ、許スト云フコトガアツテハ、危険デアアルニ依ツテ此コトヲ止メル、サセナイト云フ意味デ、其他會社ノ目的ノ範圍内ニ在ラザル行為ト云フ字ヲ取ツタ譯デゴザイマス、政府ノ是ニ對スル説明ハ、一體ドウ云フコトヲ指スノデアアルカト云フハ、或ハ商事會社ガ商ヲスルノ目的、例ヘバ工業ヲスルノ目的デアアル、其他會社ガ震災ガアツタトカ、或ハ水災ガアツタトカ云フヤウナ場合ニ寄附スル、寄附金ヲスルコト云フヤウナコトハ、會社ノ目的デアハナイ、會社ノ目的デアハナイケレドモ、サウ云フコトモ爲スノ必要ガアツテ、現ニ行レテ居ル所ノ商法ニモ、此コトヲ許シテ居ルノデアアルカラ妨ハナイ、今行レテ差支ナイモノデアアルカラ、此儘ニ置クノガ宜シイト云フ大要デゴザイマシテ、結局政府ハ是ニ同意ヲ致シマセヌガ委員ノ多數ハ此字ヲ除クベシト決シマシタ、モウ一箇條第四百二十七條生

(大岡育造君演壇ニ登ル)

○大岡育造君(四十五番) 商法修正案ノ委員會ノ經過及結果ヲ御報告ヲ致シマス、本案ハ御承知ノ通り貴族院カラ審査結了シテ議了シタルモノガ、回付セラレタモノデアリマス、二月三日ヲ以テ委員ノ選舉引續イテ委員長理事ノ選舉致シテ、本員ガ其委員長ニ當リ、林君ガ理事ニ當ラシマシタ、爾來凡ソ十回バカリ委員會ヲ開キマシテ、種々ノ事故ノタメニ毎會悉ク永イコトヲスルコトモ出來マセヌデアリマス、免モ角モ十分ナル質問等ヲシテ、御承知ノ通凡ソ七百條ニモ近イ所ノ法案デゴザイマスカラシテ、之ヲ修正スルヤウナコトガアレバ、餘程影響モ多イカラ、成ルベク意味ヲ明瞭ニシテ、修正セズニ濟ムコトナラバ、修正ヲセズニ致シタイト云フ申合セモアリマシテ、審査ハ十分ニ遂ガマシタ、殆ド此長イ箇條ノ各條ニ附イテヤツタ位ニ審査モ致シマシテ、其結果トシテ要領一箇條ダケノ修正ガ出來マシテゴザイマス、ソレハ既ニ配付シテ置キマシタ通デゴザイマスガ、コ、ニ其コトヲ御報告申シマス、第五十八條ニ一箇所ノ修正ガゴザイマス「定款ノ變更其他會社ノ目的ノ範圍内ニ在ラサル行為ヲ爲スニ總社員ノ同意アルコトヲ要ス」ト云フ是ダケガ本條デゴザイマス、其本條中「其他會社ノ目的ノ範圍内ニ在ラサル行為」ト云フ文字ヲ取除クコト云フコトデゴザイマス、此修正ヲ致シマシタノハ、凡ソ法人ト云フモノハ定款目的等ノモノガ備ツテ、ソレヲ許サレテ出來タモノデアラカラシテ、其法人タル所ノ合名會社ノ目的ノ範圍内ニ在ラザル行為ヲバ、總社員ノ同意ガアリサヘスレバ、動スト云フヤウナコトガアツテハ、頗ル危険デアラザル行為マデヲ總會ノ決議ガアリサヘスレバ、許スト云フコトガアツテハ、危険デアアルニ依ツテ此コトヲ止メル、サセナイト云フ意味デ、其他會社ノ目的ノ範圍内ニ在ラザル行為ト云フ字ヲ取ツタ譯デゴザイマス、政府ノ是ニ對スル説明ハ、一體ドウ云フコトヲ指スノデアアルカト云フハ、或ハ商事會社ガ商ヲスルノ目的、例ヘバ工業ヲスルノ目的デアアル、其他會社ガ震災ガアツタトカ、或ハ水災ガアツタトカ云フヤウナ場合ニ寄附スル、寄附金ヲスルコト云フヤウナコトハ、會社ノ目的デアハナイ、會社ノ目的デアハナイケレドモ、サウ云フコトモ爲スノ必要ガアツテ、現ニ行レテ居ル所ノ商法ニモ、此コトヲ許シテ居ルノデアアルカラ妨ハナイ、今行レテ差支ナイモノデアアルカラ、此儘ニ置クノガ宜シイト云フ大要デゴザイマシテ、結局政府ハ是ニ同意ヲ致シマセヌガ委員ノ多數ハ此字ヲ除クベシト決シマシタ、モウ一箇條第四百二十七條生

第一 商法修正案(政府提出貴族院送付) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第二讀會

商法修正案

命保險ノ部ニ於キマシテ、四百二十八條ゴザイマス、其第一項ニ「保險金額ヲ受取ルヘキ者ハ被保險者其相續人又ハ親族ナルコトヲ要ス」斯ウアルノデス、ソレヲ修正致シマシテ「其相續人若クハ親族又ハ被保險者ノ生死ニ付キ利害ノ關係ヲ有スル者ナルコトヲ要ス」是ダケノ字ヲ入レル譯ニナル、ソレデ此修正ヲ致シマシテ理由ハ、是マデ保險會社ノ實例——實蹟ニ考ヘテ、既ニ保險ノ契約ヲシテ金銀マデヲ拂込シテ、其契約ノ金圓ヲ受取ル時代ニナツテカラ、單ニ此被保險者其相續人親族ト、是ダケニ限ラレテ居ル、餘程實事ニ於テ區域ガ狹イ、御前ハ相續人デアアルトカナイカ、御前ハ親族デアアルトカナイトカ云フコトニ依ッテ、拒絕サレルコトモ多イヤウデアアルカラ、其生命保險ノ約束ヲシテ居ル被保險者ト利害ノ關係ヲ有シテ居ル者ナレバ、之ヲ受取ルコトガ出來ルト云フマデノ範圍ニ擴ゲタイ、雇人ト雇ハレル人トノ關係ト云フヤウナモノヲ皆想像シテ、終ニ此箇條ヲ入レルト云フコトニナリマシタ、之ニ附イテモ政府ハ同意ヲ致シマセヌガ、右ノ如ク修正ヲ致シマシテ結果ト致シマシテ、其第二項中ニ「權利」ハ下ニ「被保險者ノ親族」ト云フヲ「前項ニ掲ケタル者」ト云フコトニ改メマシタ、第三項中ニ「保險金額ヲ受取ルヘキ者カ死亡シタルトキ又ハ」ノ二十一字ヲ削リ「被保險者ト保險金額ヲ受取ルヘキ者ト」ト下ノ「親族」ト云フ二字ヲ削リマシタ「問ニ於テ第一項ニ定メタル」ト云フ十二字ヲ加ヘ「請求スルコトヲ得」ト下ニ「保險金額ヲ受取ルヘキ者カ被保險者ノ親族ナル場合ニ於テ其者カ死亡シタルトキ亦同シ」ト云フ二十九字ヲ加ヘマシタ、尙ホ四項ニ「保險契約者カ前項ニ定メタル權利」ノ上ニ「保險金額ヲ受取ルヘキ者カ被保險者ノ親族ナル場合ニ於テ」ト云フ二六字ヲ加ヘマシタ、今一ツ其者カ被保險者ノ親族ナル場合ニ於テ「被保險者ト」ノ下ニ「親族」ノ二字ガアルノヲ削リマシタ、此親族ト云フ字ヲ削リマシタカラ、親族ヨリ廣イ意味ニ於テ被保險者ノ利害關係人ト云フ字トニ致シマシタ、利害ノ關係アル者ガ受取リ得ルモノト云フ、サウ云フ意味ニ致シマシタ譯デゴザイマス、委員會ノ修正ヲ加ヘマシタル趣意ハ、右ノ通デゴザイマスカラ、宜シク御審議ノ上ニ御決シテラントコトヲ望ミマス、成ルベク修正ヲシナイヤウニト云フ趣意ヲ取リマシタケレドモ、委員會ノ結果ハ斯ノ如クニナリマシテゴザイマス

○後藤文一郎君(二百九十番) 私ハ意見ガアリマス  
○議長(片岡健吉君) 是ハ初メカラ條ヲ逐ウテヤリマスカラ、其餘ニ往ッテ御出シニナツタ宜カラウト思ヒマス、第一編ノ總則カラ……  
○後藤文一郎君(二百九十番) 御審議ノ順序ニ附イテ意見ヲ述ベタウゴザイマス、此修正ニナツテ居ル箇條ハ別ニシテ、其他ノコトニ附イテ項ヲ分ケテ審議ニ付セラレントコトヲ希望致シマス  
○議長(片岡健吉君) 議長ハ第一編總則カラ五十七條マデヲ議題ニ供シヤウト思ヒマス  
○恆松隆慶君(九十七番) 原案通異議アリマセヌ  
○議長(片岡健吉君) 是ハ原案ニ御異議ハアリマセヌカ  
○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、原案通決シマス、次ハ五十八條ヲ議題ニ供シマス  
○後藤文一郎君(二百九十番) 五十八條ニ附イテ原案ニ異議ハゴザイマセヌ、チヨット短簡デスカラ此處カラ意見ヲ述ベマス、自分ハ此五十八條ニ附イテハ委員會ノ修正ガゴザイマシタケレドモ、原案ヲ賛成スルノ已ムヲ得ザル理由ヨリ一言致シマス、元來此商法ヲ修正セネバナラヌト云フコトニ至ッテハ、固ヨリ一致シテ居ル所ノモノデゴザイマス、而シテ此商法ハ第一編ヨリ第六百八十九條ノ多キニ亙ッテ居ルノデゴザイマス、所デ委員會ハ此五十八條ト、ソレカラ四百二十八條ノ生命保險金額ヲ受取ル事項ニ對シマスル此コトニ關スル修正、此二點ガ出タノデゴザイマス、所ガ之ニ附キマシテハ種々或ハ可トシ、或ハ否ト致シマスル意見モゴザイマシテ、委員會ニ於キマシテモ滿場一致ト云フ譯ニハ往カナカッタノデゴザイマス、此商法ハ既ニ前議會ヨリ是ガ案ニナツテ居リマシタガ、不幸ニ致シテ前議會ニ於キマシテ可決ニナラナカッタ、所謂其手續ヲ履マナカッタノデゴザイマス、翻ッテ貴族院ノ方ヲ見マスルト、本案ハ貴族院ハ原案ヲ可決シテ、當院ニ回付サレタモノデゴザイマス、ソコデ貴族院ハ此原案ガ可決シテ、此方ヘ寄越サレタモノデゴザイマスカラ、之ヲ今日僅ナ修正ヲ致シマシテ、協議會ヲ開クヤウニナリマシタラ、如何デゴザイマセウ、最早會期ノ日數モ迫ッテ居ル今日デアリマス(ソノコトヲ言フナラ衆議院ヲ廢セ)ト呼フ者アリ)サリトテ是非トモ之ヲ修正シナケレバナラヌト云フコトニナルト、唯今ノ御話ノ通衆議院ヲ廢スルヨリナイデアリマセウガ、衆議院ヲ廢スルト云フ者ハ、滿場一人モゴザイマセヌ、ソレデゴザイマスカラ、僅ノ修正ヲ致シテ、其ヤウナ手數ヲ取ルト云フコトハ、却テ不利益ト思ヒマヌ、是モ議決ヲ重シテ、吾々ガ協賛ノ責ヲ盡シテ、大部ノ法典ト云フモノヲ通過ヲ望ムノハ、吾々共同ノ責務ト思ヒマスカラ、先ツ後トノ箇條ハ意見モアリマスガ、是ダケヲ此所ニ於テ述ベマスデアリマス

○議長(片岡健吉君) 逐條ニ涉ラズ、全體ノ贊成デスカ  
○後藤文一郎君(二百九十番) 大體ハ可ト致シマスガ、此場合ニ讀會ヲ開クト云フ……  
○恆松隆慶君(九十七番) 免ニ角是ハ修正モゴザリマスルケレドモ、大體ニ於テ異議ガナイモノデ、是ハ最モ急ヲ要スルト思ヒマスカラ、直チニ讀會ヲ開クト云フコトニ致シタイ  
○議長(片岡健吉君) 直チニ讀會ヲ開クト云フコトニ御異議ハアリマスマイカ  
○議長(片岡健吉君) 呼フ者アリ)

○政府委員 梅謙次郎君) 簡單ニ委員會ノ修正ニ對シテ、政府ノ同意致シマセヌ理由ヲ述ベマス、第五十八條ノ修正ノ趣意ハ、委員長ヨリ先刻御述ノ通デ、會社ハ法人デアアル、其法人ハ目的以外ニ於テ行動スルコト能ハザルモノデアアル、ソレガ會社ノ目的範圍内ニアラザル行為ヲ法文テ認ムルノハ、不穩當デアルト云フコトニ大體ハ聞キマシタノデアリマス、是ハ誠ニ御尤ノ御意見デゴザイマシテ、純然タル法理カラ云ヒマスレバ、間然スル所ナキ議論デアリマ

○議長(片岡健吉君) 呼フ者アリ)  
○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、直チニ第二讀會ヲ開クコトニ致シマス  
○議長(片岡健吉君) 呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 呼フ者アリ)  
○議長(片岡健吉君) 呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 呼フ者アリ)  
○議長(片岡健吉君) 呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 呼フ者アリ)  
○議長(片岡健吉君) 呼フ者アリ)

ス、併ナガラ商事會社ニ於キマシテハ、純然タル法理ノミニ拘泥スルコトハ出來マセヌノデ、時々變則ヲ採用スルノ已ムヲ得ヌコトガ起ルノデアリマス、唯此商法修正案ニ於テノミデナク、現行ノ商法ニ於テモ、外國ノ商法ニ於テモ、皆然ルノデアリマス、此五十八條ニ於テモ、現ニ定款ノ變更ハ許サナケレバナラヌト云フコトハ、委員會デモ御認ニ相成タルデアリマスガ、純然タル法理カラ云ヘバ、是モ出來ナイノデアアル、就中定款ノ中テ會社ノ目的ト云フモノハ、定メテアルノデアリマスガ、其目的ヲ變更スルコトガ出來マスルノデアラハ、純然タル法理上カラ致シテ、會社ガ目的ノ外ノ行為ヲ爲スコトヲ得ナイト云フノハ、既ニ一旦定メタル定款、從ツテ其定款ニ定メタルヲ變更スルコトヲ許シマシテ以上ハ、其意ト云フモノハ、貫徹スルコトガ出來マセヌノデ、故ニ合名會社合資會社ノ如キモノハ、長イ定款ヲ變更シテ目的ヲ變ヘテ、其變更シタル目的ニ從テ營業ヲ變更シヤウト云フトキハ、定款ヲ變更スルシ、唯一時定款ニ定メタル目的ノ外コトヲ爲ス、例ヘバ運送ノ會社ニ於テ甲ノ土地ヨリ乙ノ間ニ於テ運送ヲ營ム者ガ、臨時ニ丙ノ土地ニ運送ヲ爲スガ如キハ、一時限ノモノデアアルカラ、態々定款ヲ變更シナイデモ、是ヲ許シテ宜カラウ、先刻委員長カラ報告セラレタ贈與ヲ爲スコト云フヤウナコトモ認メテ宜カラウ、是等ノコトハ元來會社ノ初ニ定メタル以外ノコトヲ決議スルノデアアルカラ、必ズ總社員ノ同意ヲ要スルコト云フノデ、此規定ヲ設ケタノデ、ウレ故ニ委員會ノ修正意見ニハ、不幸ニシテ同意スルコトヲ得ナイノデアリマス、尙ホ附加ヘテ申シマスレバ、現行法ニ於テモ此コトハ認メテ居ルノミナラズ、現行法デハ總社員ノ承諾サヘイラナイ、唯業務ヲ擔當シテ居ル社員ノ一致ガアレバ、是ガ出來ルト云フコトニナツテ居リマス、然レドモ今日ニ至ルマデ未ダ別段ニ弊害ノアツタト云フコトモ承ラヌノデアリマス、サウ云フ譯デアリマスカラ、之ヲ今日ハ業務執行ト云フコトハ、會社ノ目的内デナケレバ、出來ヌノデアリマスカラ、其點ハ一層鄭重ニシテ定款ノ變更ト同一ニ總社員ノ同意ト云フコトニ致シマシタ次第デアリマス、唯今ハ本條ダケノ議事デアリマスガ、諸君モ亦會期切迫ノタメニ議事ヲ御急ギノ場合ニ、私ガ屢々演壇ニ出デ清聴ヲ煩スノハ、却テ御迷惑ト存ジマシテ、委員會ノ今一點ノ修正ニ對シテモ、唯今此處デ述ベマシテ、其議事ノ際ニハ、私ハ意見ヲ述ベナイ考デアリマス、保險ニ關シマシテ委員會ノ加ヘラレタ修正ハ、先刻委員長ノ報告セラレタ通デ、其趣意ハ略々分ツテ居リマスガ、是ハ學者間ニモ大ニ議論ノアルコトデゴザイマシテ、吾々調査ヲ致シマスルノニモ、此點ハ特ニ鄭重ニ鄭重ヲ加ヘテ審査致シマシタ點デアリマス、商法修正案ニ於テ採用致シマシタ所ノ主義ハ、保險ト云フモノハ、純然タル保險即チ損害保險ト云フモノ、ソレカラ貯金ノ性質ヲ帶ビタル生命保險ト云フモノハ、此一ツハ全然性質ヲ異ニシテ居ルモノデ、同一ノ規定ニ從ハシムルコトハ出來ヌト云フコトヲ覺リマシテ、明ニ損害保險トシテ生命保險ト別ニシタノデアリマス、ソコトヲ覺リマシテ、明ニ損害保險ト見積ルベキ其損害ヲ受ケタトキハ、ソレヲ填補スルコト云フコトガ、保險會社ノ主義デアアル、然ルニ生命保險會社ノ方ハ、損害ヲ填補スルコト云フコトデハナイノデ、殆ド積金ヲ償還シテ貰フト云フノ同ジコトデアアル、故ニ生命保險ニ關スル規定ハ、從來學者間ニモ議論ガアリ、外國ノ立法例モ區々ニナツテ居リマスガ、免ニ角利益ヲ基本ニスルハ穩當デナイ、斯ノ如ク利益ノミニナリマス、或ハ此生命保險會社ト云フモノ、弊害ヲ生ゼシムルト云フ眞ガアルノデ、旁々四百二十八條ニ於テハ其保險金額ヲ受取ルベキ者ハ、被保險者其相續

八又ハ親族デナケレバ、定メルコトヲ得ナイトシタ次第デアリマス、然ルニ今般此主義ヲ採用ニナラズレテ、委員會ニ於テハ矢張利益ト云フコトヲ御標準ニナリマシタカラ、唯今ノ商法修正案ノ大體ト云フモノト主義ガドウモ喰合ハヌヤウナコトニナルノデ、ソレガタメニ御同意ガ出來兼ネタノデアリマス、尙ホ附加ヘテ申上ゲマスレバ、四百二十八條ノ一項ガ主義ノ修正デ後トハ結果ノ修正主義ガ貫徹スルヤ否ヤト云フコトハ、明言ガ出來マセヌ、或ハ十分ニ貫徹スルコトハ出來ヌカト思ヒマスガ、サレバトテ如何ニ改メマシタナラバ、意義ガ貫徹スルハ出入ヲウカト云フコトハ、十分ニ調査シナイト、御承知ノ通保險ノ法理ハ込入ヲタモノデアリマスカラ、咄嗟ノ間ニハ其調査ハ出來マセヌ、旁々以テ修正案ニ於キマシテハ、同ジク御同意ガ出來ヌ譯デアリマス

○藤澤幾之輔君(八十番) 私ハ兩條トモ委員會ノ修正ニハ反對致シマス、實際ノ上ニ於キマシテ、原案ノ方ガ優ツテ居ルト思ヒマス、因ツテ原案ニ贊成ノ意思ダケヲ表明シテ置キマス

○議長(片岡健吉君) 五十八條ニ附イテ採決ヲ致シマス、委員會ノ修正說ニ附イテ採決ヲ致シマス、委員會ノ修正說ニ同意ノ諸君ハ起立

起立者 少數

○議長(片岡健吉君) 少數デゴザイマス、原案ニ附イテハ異議アリマセヌカ

(異議ナシ) 異議ナシ(一) 聲起ル

○議長(片岡健吉君) 異議ガナケレバ、原案ニ決シマス

○恆松隆慶君(九十七番) 五十九條以下全部ヲ議題ニセラレタ、是ニモ修正ハアリマスガ、此等ノ大部ノモノ、小刀細工ヲシタ所ガ仕方ガナイト思フ、此議會デハ全部原案ヲ贊成シテ置イテ、若シ修正ヲ要スベキ點ヲ發見シタナラバ、次ノ議會ニ事豫カニ修正スレバ宜イト思ヒマスカラ、全部一括シテ議題ニ供セラレシコトヲ希望致シマス

○花井卓藏君(二百四十一番) 既ニ五十八條ニ附キマシテ、大勢モ分ツテ居ル次第デアリマスカラ、改テ意見ハ申シマセヌガ、併ナガラ唯今恆松君ノ申サレタ如ク、決シテ小刀細工ノ修正デハナイ、十分ニ審議ニ審議ヲ盡シテ、政府委員モ法理論トシテハ同意サレテ居ルノデアリマスカラ、小刀細工デナイト云フコトヲ一言申シテ置キマス

○議長(片岡健吉君) 五十九條ヨリ四百二十七條マデヲ議題ト致シマス

本案ニ附イテ御異議アリマセヌカ

(異議ナシ) 異議ナシ(ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ原案通決シマス、次ハ四百二十八條ヲ議題ニ供シマス

○水村哲太郎君(五十番) 是ハ先刻トナタカ御述ニナリマシタガ、私ハ原案ガ餘程勝ツテ居ルト思ヒマス、ナゼト申シマスルニ、現今ノ生命保險ノ弊害ト云フモノハ、諸君ノ御承知ノ通デ、此保險ノタメニ病人杯ヲ買集メテ、ソレヲ保險會社ヘ持ツテ往ツテ、變玉ヲ持ツテ往ツテ、之ヲ營業トシテ錢儲ヲシヤウト云フ者ガ殖エテ居ル、此弊害ハ修正ノ如ク範圍ヲ擴メテハ、弊害ヲ防グコトハ出來ヌカラ、原案ニ據置カレンコトヲ希望致シマス

○議長(片岡健吉君) 採決致シマス、四百二十八條ニ附イテ委員會ノ修正說ヲ採決致シマス、委員會ノ修正ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 少數





第四十一條 商法第七十八條、第七十九條第一項、第二項及第二百五十  
四條ノ規定ハ前條ノ場合ニ之ヲ準用ス  
第四十二條 商法施行前ニ設立シタル合資會社ハ商法ノ規定ニ從ヒテ合併  
ヲ爲スコトヲ得但合併後存續シ又ハ合併ニ因リテ設立スル會社ハ商法ニ  
定メタル種類ノ一タルコトヲ要ス  
合併ノ決議ハ舊商法第五百十一條第二項ノ規定ニ依ルニ非サレハ之ヲ爲  
スコトヲ得ス

第四十三條 商法施行前ニ發起ノ認可ヲ得タル株式會社ニ於テハ其發起人  
ハ七人以上ナルコトヲ要セス  
第四十四條 商法施行前ニ發起ノ認可ヲ得タル株式會社ト雖モ其發起人カ  
未ダ株主ノ募集ニ著手セザルトキハ之ニ商法ノ規定ヲ適用ス  
第四十五條 株式會社ノ發起人カ商法施行前ニ株主ノ募集ニ著手シタルト  
キハ舊商法ノ規定ニ從ヒテ會社ノ設立ヲ爲スコトヲ得但商法ノ規定ニ從  
ヒテ定款ヲ作ルコトヲ要ス

第四十六條 商法施行前ニ創業總會ニ於テ定款ヲ確定シタル場合ニ於テハ  
商法ノ規定ニ從ヒテ其定款ヲ變更スルコトヲ要ス  
第四十七條 商法第三百三條ノ規定ハ前二條ノ場合ニモ亦之ヲ適用ス  
第四十八條 商法第六十三條第一項及第二項ノ規定ハ舊商法ノ規定ニ  
依リテ召集シタル創業總會ノ決議ニ之ヲ準用ス但同條第二項ノ期間ハ商  
法施行前ニ決議ヲ爲シタル場合ニ於テハ其施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第四十九條 第四十五條ノ場合ニ於テ商法施行前ニ株式總會ノ引受アリタ  
ルトキハ其施行ノ日ヨリ商法施行後ニ株式總會ノ引受アリタルトキハ其  
日ヨリ六個月内ニ發起人カ創業總會ヲ召集セザルトキハ株式申込人ハ其  
申込ヲ取消スコトヲ得  
第五十條 第四十五條及第四十六條ノ場合ニ於テハ株式會社ハ各株ニ  
付キ株金ノ四分ノ一ノ拂込アリタル後二週間内ニ商法第四百十一條第一  
項ニ定メタル登記ヲ爲スコトヲ要ス

第五十一條 商法施行前ニ本店ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲シタル株式  
會社ニシテ其定款ニ商法第二百三條第一號乃至第七號ニ掲ケタル事項ヲ  
定メサルモノハ商法施行ノ日ヨリ三個月内ニ其定款ヲ變更スルコトヲ要  
ス

第五十二條 商法施行前ニ本店ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲シタル株式  
會社ハ商法施行ノ日ヨリ三個月内ニ本店ノ所在地ニ於テハ支店、支店ノ  
所在地ニ於テハ本店並ニ他ノ支店及ヒ會社カ公告ヲ爲ス方法並ニ監査役  
ノ氏名、住所ヲ登記スルコトヲ要ス

第五十三條 商法施行前ニ設立シタル株式會社カ登記シタル事項中ニ變更  
ヲ生シタル場合ニ於テ商法施行前ニ登記ヲ爲サザリシトキハ其施行ノ日  
ヨリ二週間内ニ本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ其登記ヲ爲スコトヲ要ス  
舊商法ノ規定ニ依リ登記スヘキ事項カ商法施行前ニ生シタル場合ニ於テ  
ハ舊商法ニ登記期間ノ定ナキトキニ限リ前項ノ規定ヲ準用ス

第五十四條 取締役カ前三條ノ規定ニ違反シタルトキハ五圓以上五十圓以  
下ノ過料ニ處セラル  
第五十五條 商法施行前ニ設立シタル株式會社ニ於テ株式ノ金額カ商法第  
百四十五條第二項ノ規定ニ反スルモ舊商法及ヒ舊商法施行條例ノ規定ニ  
反セサル場合ニ於テハ定款ノ定ムル所ニ依ルコトヲ得但商法施行後ニ新株  
ヲ發行スルトキ亦同シ

前項ノ規定ハ商法施行後ニ株式ノ金額ヲ變更スル場合ニハ之ヲ適用セス

第五十六條 商法中株券ニ關スル規定ハ商法施行前ニ發行シタル假株券ニ  
モ亦之ヲ適用ス  
第五十七條 商法施行前ニ發行シタル株券及ヒ假株券ハ商法第四百十八條  
又ハ第二百八十八條ノ規定ニ違フモ之ヲ改ムルコトヲ要セス但商法施行後  
ニ株金ノ拂込ヲ爲シタル場合ニ於テハ前記ニ拂込ミタル金額及ヒ新ニ拂込  
ミタル金額ヲ假株券ニ記載スルコトヲ要ス

第五十八條 舊商法第二百二十二條乃至第二百五十五條ノ規定ハ商法施行前ニ  
株金拂込ノ催告アリタル場合ニ限リ之ヲ適用ス  
第五十九條 商法第五百十三條第二項乃至第四項ノ規定ハ商法施行前ニ株  
式ヲ讓渡シタル者ニシテ舊商法第八十二條ノ規定ニ依リ擔保義務ナキ  
者ニハ之ヲ適用セス

第六十條 法令ノ規定ニ依リ日本人ノミヲ以テ組織スヘキ株式會社及ヒ  
日本人ノミヲ以テ組織スルコトヲ條件トシテ特別ノ權利ヲ有スル株式會  
社ハ無記名式ノ株券ヲ發行スルコトヲ得ス若シ之ニ違反シタルトキハ其  
株券ハ無効トシ最後ノ記名株主ヲ以テ株主トス  
取締役カ前項ノ規定ニ反シテ無記名式ノ株券ヲ發行シタルトキハ百圓以  
上十圓以下ノ過料ニ處セラル

第六十一條 舊商法施行前ニ設立シタル株式會社ニ於テハ株主ノ議決權ノ  
制限カ商法第六十二條ノ規定ニ反スルモ定款ノ定ムル所ニ依ルコトヲ  
得但商法施行後ニ其制限ヲ變更スル場合ハ此限ニ在ラス  
第六十二條 商法第六十三條ノ規定ハ株主總會カ商法施行前ニ決議ヲ爲  
シタル場合ニモ亦之ヲ適用ス但同條第二項ノ期間ハ商法施行ノ日ヨリ之  
ヲ起算ス  
第六十三條 商法第六十七條但書ノ規定ハ商法施行前ニ選任シタル取締  
役及ヒ監査役ニハ之ヲ適用セス  
第六十四條 商法施行前ニ選任シタル取締役又ハ監査役ト雖モ其禁治産ニ  
因リテ退任ス  
第六十五條 商法施行前ニ選任シタル取締役ハ其施行ノ後遲滞ナク定款ニ  
定メタル員數ノ株券ヲ監査役ニ供託スルコトヲ要ス  
第六十六條 商法施行前ニ設立シタル株式會社ニ於テ其施行後ニ株金ノ拂  
込アリタルトキハ取締役ハ其拂込ノ年月日ヲ株主名簿ニ記載スルコトヲ  
要ス

第六十七條 商法施行前ニ設立シタル株式會社ノ取締役ハ其施行ノ後遲滞  
ナク社債ノ總額及ヒ其償還ノ方法ヲ社債原簿ニ記載スルコトヲ要ス  
第六十八條 株式會社カ商法施行前ニ其資本ノ半額ヲ失ヒタル場合ニ於テ  
ハ取締役ハ商法施行ノ後遲滞ナク株主總會ヲ召集シテ之ヲ報告スルコト  
ヲ要ス

第六十九條 商法施行前ニ會社財產ヲ以テ會社ノ債務ヲ完済スルコト能ハサルニ至リ  
タル場合ニ於テハ取締役ハ商法施行ノ後遲滞ナク破産宣告ノ請求ヲ爲ス  
コトヲ要ス

第七十條 取締役カ前三條ノ規定ニ違反シタルトキハ五圓以上百圓以下  
ノ過料ニ處セラル  
第七十一條 商法第七十五條ノ規定ハ商法施行前ニ選任シタル取締役ニ  
ハ之ヲ適用セス

第七十二條 舊商法第八十九條ノ規定ハ商法施行前ニ選任シタル取締役  
ニノミ之ヲ適用ス

第七十三條 舊商法第九十條ノ規定ハ商法施行前ニ選任シタル取締役  
ニノミ之ヲ適用ス

第七十四條 舊商法第九十一條ノ規定ハ商法施行前ニ選任シタル取締役  
ニノミ之ヲ適用ス

第七十五條 舊商法第九十二條ノ規定ハ商法施行前ニ選任シタル取締役  
ニノミ之ヲ適用ス

第七十六條 舊商法第九十三條ノ規定ハ商法施行前ニ選任シタル取締役  
ニノミ之ヲ適用ス

第七十七條 舊商法第九十四條ノ規定ハ商法施行前ニ選任シタル取締役  
ニノミ之ヲ適用ス

第七十八條 舊商法第九十五條ノ規定ハ商法施行前ニ選任シタル取締役  
ニノミ之ヲ適用ス

第七十九條 舊商法第九十六條ノ規定ハ商法施行前ニ選任シタル取締役  
ニノミ之ヲ適用ス

第八十條 舊商法第九十七條ノ規定ハ商法施行前ニ選任シタル取締役  
ニノミ之ヲ適用ス

第八十一條 舊商法第九十八條ノ規定ハ商法施行前ニ選任シタル取締役  
ニノミ之ヲ適用ス



シムルコトヲ妨ケス  
第五條 保險會社ハ他ノ事業ヲ目的トスル會社ト合併ヲ爲スコトヲ得ス  
生命保險ノ營業トスル會社ト損害保險ノ營業トスル會社トハ合併ヲ爲ス  
コトヲ得ス

第六條 保險會社カ合併ヲ爲スニハ特ニ財產目錄及ヒ貸借對照表ヲ作り  
合併契約書ト共ニ之ヲ政府ニ差出タシ其認可ヲ得ルコトヲ要ス

第七條 保險會社カ任意ノ解散ヲ爲スニハ政府ノ認可ヲ得ルコトヲ要ス  
第八條 生命保險ノ營業トスル會社ニ在リテハ保險金額ヲ受取ルヘキ者  
ハ會社財產ニ對シテ他ノ債權者ニ先チテ其權利ヲ行フコトヲ得

第九條 生命保險ノ營業トスル會社カ解散シタル場合ニ於テハ保險金額  
ヲ受取ルヘキ者ハ被保險者ノ爲メニ積立テタル金額ノ割合ニ應ジテ其權  
利ヲ行フコトヲ得但會社ノ解散前ニ保險金額ヲ受取ルヘカリシ場合ハ此  
限ニ在ラス

第十條 第九十七條及ヒ前十一條ノ規定ハ商法施行前ニ設立シタル合資  
會社又ハ株式會社ニシテ保險ノ營業トスルモノニ之ヲ準用ス

第十一條 第九十七條ノ規定ハ商法施行前ニ設立シタル合資  
會社又ハ株式會社ニシテ保險ノ營業トスルモノニ之ヲ準用ス

第十二條 第九十七條ノ規定ハ商法施行前ニ設立シタル合資會社ニシテ保險  
ノ營業トスルモノニ之ヲ準用ス

第十三條 第九十七條ノ規定ハ商法施行前ニ設立シタル合資會社ニシテ保險  
ノ營業トスルモノニ之ヲ準用ス

第十四條 第九十七條ノ規定ハ商法施行前ニ設立シタル合資會社ニシテ保險  
ノ營業トスルモノニ之ヲ準用ス

第十五條 第九十七條ノ規定ハ商法施行前ニ設立シタル合資會社ニシテ保險  
ノ營業トスルモノニ之ヲ準用ス

第十六條 第九十七條ノ規定ハ商法施行前ニ設立シタル合資會社ニシテ保險  
ノ營業トスルモノニ之ヲ準用ス

第十七條 第九十七條ノ規定ハ商法施行前ニ設立シタル合資會社ニシテ保險  
ノ營業トスルモノニ之ヲ準用ス

第十八條 第九十七條ノ規定ハ商法施行前ニ設立シタル合資會社ニシテ保險  
ノ營業トスルモノニ之ヲ準用ス

第十九條 第九十七條ノ規定ハ商法施行前ニ設立シタル合資會社ニシテ保險  
ノ營業トスルモノニ之ヲ準用ス

第二十條 第九十七條ノ規定ハ商法施行前ニ設立シタル合資會社ニシテ保險  
ノ營業トスルモノニ之ヲ準用ス

第二十一條 第九十七條ノ規定ハ商法施行前ニ設立シタル合資會社ニシテ保險  
ノ營業トスルモノニ之ヲ準用ス

第二十二條 第九十七條ノ規定ハ商法施行前ニ設立シタル合資會社ニシテ保險  
ノ營業トスルモノニ之ヲ準用ス

第二十三條 湖川、港灣及ヒ沿岸小航海ノ範圍ハ逓信大臣之ヲ定ム  
作成カ商法施行前ニ在リタル場合ニ於テハ其施行ノ日ヨリ支拂拒絕證書  
書ノ作成カ商法施行後ニ在リタル場合ニ於テハ其作成ノ日ヨリ六個月ヲ  
經過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

第二十四條 明治十九年法律第二號公證人規則第二十八條ノ規定ハ公證  
人カ拒絕證書ヲ作ル場合ニハ之ヲ適用セス

第二十五條 外國ニ於テ爲シタル手形行爲ノ要件ハ行爲地ノ法律ニ依ル  
前項ノ規定ニ拘ハラズ外國ニ於テ爲シタル手形行爲カ日本ノ法律ニ定  
メタル要件ヲ具備スルトキハ外國ノ法律ニ依レハ要件ヲ具備セザルトキ  
ト雖モ爾後日本ニ於テ爲シタル手形行爲ハ有效トス日本人カ外國ニ於テ  
日本人ニ對シテ爲シタル手形行爲カ日本ノ法律ニ定メタル要件ヲ具備ス  
ルトキ亦同シ

第二十六條 外國ニ於テ手形上ノ權利ヲ行使又ハ保全スル爲メニ爲ス行  
爲ノ方式ハ行爲地ノ法律ニ依ル

第二十七條 商法第五百五十二條ノ規定ハ商法施行前ニ選任シタ  
ル船舶管理人ニモ亦之ヲ適用ス

第二十八條 商法第五百五十六條ノ規定ハ商法施行前ニ爲シタル船舶ノ  
貸借ニモ亦之ヲ適用ス

第二十九條 商法第五百五十八條乃至第五百六十八條及ヒ第五百七十條  
乃至第五百七十四條ノ規定ハ商法施行ノ日ヨリ其施行前ニ選任シタル船  
長ニモ亦之ヲ適用ス

第三十條 商法第五百六十二條第一項第二號乃至第五號ニ掲ケタル書  
類ノ書式ハ逓信大臣之ヲ定ム

第三十一條 委任ノ原因カ商法施行後ニ生シタルトキハ其施行前ニ爲シ  
タル保險契約ニ付テモ被保險者ハ商法ノ規定ニ從ヒテ委任ヲ爲スコトヲ  
得

第三十二條 船舶ノ存否カ商法施行ノ日ヨリ六個月間分明ナラザルトキ  
ハ未タ舊商法第九百六十六條第一項ノ期間ヲ經過セザルトキト雖モ其船  
舶ハ行方ノ知レザルモノト看做ス

第三十三條 商法施行ノ際舊商法第九百六十九條第一項ニ定メタル三日  
ノ期間カ未タ滿了ニ至ラザルトキハ商法施行ノ日ヨリ三個月内ニ商法第  
六百七十四條ニ定メタル通知ヲ發シテ委任ヲ爲スコトヲ得

第三十四條 船舶ノ先取特權ニ關スル商法ノ規定ハ其施行前ニ發生シタ  
ル債權ニ付テモ亦之ヲ適用ス

第三十五條 第三十三條ノ規定ハ商法第六百八十四條第一項ノ規定ニ依  
リ爲スヘキ公告ニ之ヲ準用ス

第三十六條 船舶ノ抵當權ニ關スル商法ノ規定ハ商法施行前ニ設定シタ  
ル抵當權ニモ亦之ヲ適用ス

第三十七條 民法施行法第二條、第三條、第三十條、第三十一條、第三

十三條、第三十四條、第五十三條及第五十六條ノ規定ハ商事ニ之ヲ準用ス

第三百二十八條 明治二十三年法律第三十二號商法第九百七十八條ヲ左ノ如ク改ム

商人カ支拂ヲ停止シタルトキハ裁判所ハ本人又ハ債權者ノ申立ニ因リ決定ヲ以テ破産ヲ宣告ス

裁判所ハ口頭辯論ヲ經スシテ裁判ヲ爲スコトヲ得此裁判ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

第三百二十九條 破産宣告ノ申立ヲ爲ス債權者ハ裁判所ノ定ムル所ニ從ヒ破産手續ニ必要ナル費用ヲ豫納スルコトヲ要ス

債權者カ前項ノ費用ヲ豫納セサルトキハ裁判所ハ破産宣告ノ申立ヲ棄却スルコトヲ得

第四百十條 本人カ破産宣告ノ申立ヲ爲シタルトキハ破産手續ニ必要ナル費用ハ假令國庫ヨリ之ヲ支辨スルコトヲ要ス債權者カ破産宣告ノ申立ヲ爲シタル場合ニ於テ裁判所カ前條第二項ノ規定ニ依リテ其申立ヲ棄却セサルトキ亦同シ

第四百十一條 裁判所ハ破産事件ニ付キ地方裁判所又ハ區裁判所ニ法律上ノ補助ヲ求ムルコトヲ得

第四百十二條 明治二十三年法律第三十二號商法第五十一條第五號ヲ左ノ如ク改ム

第五 財産目錄、貸借對照表ノ作成若クハ支拂停止届出ノ義務ヲ怠リタルトキ又ハ裁判所ノ許可ヲ得ズシテ其住地ヲ離レタルトキ

第四百十三條 明治二十三年法律第三十二號商法第五十四條ヲ左ノ如ク改ム

破産宣告ヲ受ケタル債務者ハ復權ヲ得ルニ非サレハ會社ノ無限責任社員、舊商法ノ規定ニ從ヒテ設立シタル合資會社ノ業務擔當社員、株式會社ノ取締役若クハ監査役、清算人、破産管財人又ハ商業會議所ノ會員ト爲ルコトヲ得ス

第四百十四條 明治二十三年法律第三十二號商法第五十五條第三項ハ之ヲ削除ス

第四百十五條 明治二十三年法律第三十二號商法第五十九條ヲ左ノ如ク改ム

商人カ商行爲ニ因リテ生シタル債務ニ付キ自己ノ過失ナクシテ支拂ヲ中止セサルコトヲ得サルニ至リタル場合ニ於テ其債權者ノ過半數以上ノ承諾ヲ得タルトキハ營業所ノ所在地又ハ住所地方官署ニ裁判所ハ一年ヲ超エサル範圍内ニ於テ支拂猶豫ヲ與フルコトヲ得

附則

第四百十六條 本法ハ商法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四百十七條 明治二十三年法律第五十九號商法施行條例ハ第二十條、第二十四條、第二十五條、第三十五條乃至第四十五條及第四十八條乃至第五十條ヲ除ク外本法施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス但第二十一條乃至第二十三條及第五十一條ノ規定ハ舊商法ノ規定ニ依ルヘキ場合ニ於テハ仍ホ其效力ヲ存ス

非訟事件手續法中改正法律案

非訟事件手續法中左ノ通改正ス

第三十七條 第三百三十六條乃至第三百三十八條及第三百七十五條乃至第三百七十七條ノ規定ハ法人ノ清算人ニ之ヲ準用ス

第八十三條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第八十三條ノ二 第八十一條第一項及第二項ノ規定ハ民法第三百五十四條ニ依リ質物ヲ以テ直チニ辨濟ニ充ツルコトヲ申請スル場合ニ之ヲ準用ス

裁判所カ申請ヲ許可シタル場合ニ於テハ其手續ノ費用ハ債務者ノ負擔トス

第二百一十一條 事務所ノ新設又ハ事務所ノ移轉其他登記事項ノ變更ノ登記ハ理事、理事ノ缺ケタル場合ニ於テハ假理事ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

申請書ニハ理事又ハ假理事ノ資格ヲ證スル書面及ヒ事務所ノ新設又ハ登記事項ノ變更ノ證スル書面ヲ添附シ且主務官廳ノ許可ヲ要スルモノニ付テハ其許可書又ハ其認證アル謄本ヲ添附スルコトヲ要ス

前ニ登記ノ申請ヲ爲シタル理事又ハ假理事カ同一登記所ニ第一項ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テハ其資格ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要セス

第二百二十六條 商法第四十七條、第四十八條、第一百零一條第二項、第一百零二條、第一百零三條第二項、第一百零四條、第一百零五條、第一百零六條、第一百零七條、第一百零八條、第一百零九條、第一百一十條、第一百一十一條、第一百一十二條、第一百一十三條、第一百一十四條、第一百一十五條、第一百一十六條、第一百一十七條、第一百一十八條、第一百一十九條、第一百二十條、第一百二十一條、第一百二十二條、第一百二十三條、第一百二十四條、第一百二十五條、第一百二十六條、第一百二十七條、第一百二十八條、第一百二十九條、第一百三十條、第一百三十一條、第一百三十二條、第一百三十三條、第一百三十四條、第一百三十五條、第一百三十六條、第一百三十七條、第一百三十八條、第一百三十九條、第一百四十條、第一百四十一條、第一百四十二條、第一百四十三條、第一百四十四條、第一百四十五條、第一百四十六條、第一百四十七條、第一百四十八條、第一百四十九條、第一百五十條、第一百五十一條、第一百五十二條、第一百五十三條、第一百五十四條、第一百五十五條、第一百五十六條、第一百五十七條、第一百五十八條、第一百五十九條、第一百六十條、第一百六十一條、第一百六十二條、第一百六十三條、第一百六十四條、第一百六十五條、第一百六十六條、第一百六十七條、第一百六十八條、第一百六十九條、第一百七十條、第一百七十一條、第一百七十二條、第一百七十三條、第一百七十四條、第一百七十五條、第一百七十六條、第一百七十七條、第一百七十八條、第一百七十九條、第一百八十條、第一百八十一條、第一百八十二條、第一百八十三條、第一百八十四條、第一百八十五條、第一百八十六條、第一百八十七條、第一百八十八條、第一百八十九條、第一百九十條、第一百九十一條、第一百九十二條、第一百九十三條、第一百九十四條、第一百九十五條、第一百九十六條、第一百九十七條、第一百九十八條、第一百九十九條、第二百條

商法第九十五條第二項、第九十六條第二項、第九十七條第二項、第九十八條及第九十九條ノ規定ハ本店所在地ノ地方裁判所ノ管轄トス

商法第二百三十三條ニ定メタル事件ハ解散シタル株式會社ノ本店所在地ノ區裁判所ノ管轄トス

商法第二百八十九條第一項及第六百十條第一項ニ定メタル事件ハ競買ニ付スヘキ物品所在地ノ區裁判所ノ管轄トス

第二百二十九條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第二百二十九條ノ二 商法第九十八條ノ規定ニ依リ検査役ノ選任ニ關スル裁判ヲ爲ス場合ニ於テハ裁判所ハ取締役及ヒ監査役ノ陳述ヲ聽クヘシ

前項ノ裁判ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

第三百一十一條 商法第十一條第二項ノ規定ニ依リ検査ノ許可ヲ申請スル場合ニ於テハ検査ヲ要スル事由、同法第六十條第二項ノ規定ニ依リ總會召集ノ許可ヲ申請スル場合ニ於テハ取締役カ其召集ヲ怠リシ事實ヲ疏明スルコトヲ要ス

第三百十四條 商法第四十七條、第四十八條及ヒ商法施行法第二百二條第二項ノ場合ニ於ケル會社ノ解散ノ命令ハ理由ヲ附シタル決定ヲ以テ之ヲ爲ス

裁判所ハ裁判ヲ爲ス前利害關係人ノ陳述ヲ聽キ檢事ノ意見ヲ求ムヘシ

前二項ノ規定ハ會社ノ申請ニ因リ開業期間ノ伸長ニ付キ裁判ヲ爲ス場合、商法施行法ノ規定ニ依リ會社ノ營業ノ禁止ヲ命スル場合及ヒ日本ニ設立シタル外國會社ノ支店ノ閉鎖ヲ命スル場合ニ之ヲ準用ス

第三百十五條 會社及ヒ檢事ハ前條ノ決定ニ對シテ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

抗告裁判所カ會社ノ申立ニ相當スル裁判ヲ爲シタル場合ニ於テハ抗告手續ノ費用及ヒ抗告人ノ負擔ニ歸シタル前審ノ費用ハ國庫ノ負擔トス

第三百二十五條ノ次ニ左ノ二條ヲ加フ

第三百二十五條ノ二 會社ノ解散若クハ營業ノ禁止又ハ外國會社ノ支店ノ閉鎖ヲ命スル裁判カ確定シタルトキハ裁判所ハ解散シタル會社ノ營業ヲ禁止セラレタル會社ノ本店及ヒ支店又ハ閉鎖シタル外國會社ノ支店所在地ノ商業登記所ニ其登記ノ囑託ヲ爲スヘシ抗告裁判所カ裁判ヲ爲シタルトキ亦同シ

登記所カ前項ノ囑託ヲ受ケタルトキハ外國會社ニ付テハ其支店ノ登記ヲ抹消シ營業ヲ禁止セラレタル會社ニ付テハ其本店及ヒ支店ノ登記ニ其旨ヲ記載スヘシ

第三百二十五條ノ三 第二百二十六條第一項及ヒ前三條ノ規定ハ會社ニ非シテ商業登記ヲ爲シタル者ニ對シ裁判所カ商法施行法ノ規定ニ依リテ營業ノ禁止ヲ命スル場合ニ之ヲ準用ス

第二百五十七條 不動產登記法第十條、第十三條、第十八條、第二十條、第二十二條及ヒ第二十四條ノ規定ハ商業登記ニ之ヲ準用ス

第五十九條 商法施行法第十三條第一項ノ規定ニ依リ他人カ登記シタル商號ト同一ノ商號ノ登記ヲ申請スル者ハ舊商法施行前ヨリ之ヲ使用スルコトヲ證明スルコトヲ要ス

第六十一條 商號ノ登記ヲ爲シタル者ノ承繼人カ商號ヲ續用セントスルトキハ其資格ヲ證スル書面又ハ讓受證書ヲ添ヘ其登記ノ申請ヲ爲スコトヲ要ス

商號ノ登記ヲ爲シタル者カ氏、名又ハ住所ヲ變更シタルトキハ遲滞ナク其登記ヲ申請スヘシ

第六十二條 商號ヲ廢止シ又ハ變更シタルトキハ當事者ハ其登記ヲ申請スヘシ

相續人又ハ法定代理人カ前項ノ申請ヲ爲スコトキハ申請書ニ其資格ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第二百一十一條第三項ノ規定ハ本條第一項ノ申請ニ之ヲ準用ス

第六十七條 株式會社ノ設立ノ登記ハ總取締役及ヒ總監査役ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スルコトヲ要ス

一 定款  
二 株主名簿  
三 發起人カ株式ノ總數ヲ引受ケタル場合ニ於テハ各發起人ノ引受ケタル株式ノ員數ヲ記載シタル書面、株主ヲ募集シタル場合ニ於テハ各株主ノ株式申込證  
四 取締役及ヒ監査役又ハ檢査役カ商法第三百二十四條ノ規定ニ從ヒテ爲シタル調査報告書及ヒ其附屬書類  
五 發起人カ取締役及ヒ監査役ヲ選任シタルトキハ之ニ關スル書類  
六 開業前ニ利息ノ配當ヲ爲スヘキ定款ノ定アルトキハ之ヲ認可シタル裁判ノ謄本  
七 會社ノ事業ノ目的カ官廳ノ免許ヲ受クヘキモノナルトキハ其免許書又ハ其認證アル謄本  
八 創立總會ノ決議錄  
九 第八十八條 支店ノ設立、本店又ハ支店ノ移轉其他變更ノ登記ハ總取締役ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

(13)

申請書ニハ登記事項ニ付キ裁判所ノ認可ヲ要スル場合ニ於テハ其裁判ノ謄本、株主總會ノ決議ヲ要スル場合ニ於テハ其決議錄ヲ添附スルコトヲ要ス

取締役又ハ監査役ノ氏、名又ハ住所ノ變更ノ登記ハ取締役ノ申請ニ因リテ之ヲ爲スヘシ

第九十四條ノ次ニ左ノ四條ヲ加フ

第九十四條ノ二 舊商法ノ規定ニ依リテ設立シタル株式會社カ商法施行法第五十條ノ登記ヲ申請スルニハ申請書ニ左ノ書類ヲ添附スルコトヲ要ス

一 定款  
二 株主名簿  
三 各株主ノ株式ノ申込ヲ證スル書面  
四 設立免許書  
五 創業總會ノ決議錄

第九十七條第一項ノ規定ハ前項ノ登記ノ申請ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第九十四條ノ三 舊商法ノ規定ニ依リ資本ヲ增加シタル場合ニ於テ會社カ商法施行法第八十五條ノ登記ヲ申請スルニハ申請書ニ左ノ書類ヲ添附スルコトヲ要ス

一 株主名簿  
二 新株主ノ株式ノ申込ヲ證スル書面  
三 資本ノ増加ニ關スル株主總會ノ決議錄及ヒ假決議錄

第九十四條ノ四 舊商法ノ規定ニ依リ資本ヲ減少シタル場合ニ於テ會社カ資本減少ノ登記ヲ申請スルニハ申請書ニ左ノ書類ヲ添附スルコトヲ要ス

一 舊商法第二百七條ニ依リ通知及ヒ催告ヲ爲シタルコト及ヒ異議ヲ申出テタル債權者ニ對シ辨濟ヲ爲シ又ハ擔保ヲ供シタルコトヲ證スル書面  
二 資本ノ減少ニ關スル株主總會ノ決議錄及ヒ假決議錄

第九十四條ノ五 舊法ノ規定ニ依リ債券ヲ發行シタル場合ニ於テ會社カ商法施行法第七十九條及ヒ第八十條ノ登記ヲ申請スルニハ申請書ニ左ノ書類ヲ添附スルコトヲ要ス

一 株主名簿  
二 債券原簿  
三 主務省ノ認許書又ハ其認證アル謄本  
四 債券ノ發行ニ關スル株主總會ノ決議錄

第九十八條 第九十九條乃至第九十一條及ヒ第九十六條第一項ノ規定ハ資本ノ増加若クハ減少又ハ社債ノ登記ノ申請ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第二百五條 削除  
第九十六條 民法第八十四條、第一千七百七條及ヒ民法施行法第二十二條及ヒ商法第十八條第二項、第二百六十一條、第二百六十二條、第五百三十六條及ヒ商法施行法第十一條第二項、第二十七條、第三十九條第二項、第五十四條、第六十條第二項、第六十九條、第七十五條第三項、第八十七條、第九十五條第三項ニ定メタル事件ハ過料ニ處セラレヘキ者ノ住所地ノ地方裁判所ノ管轄トス

第二百七條 過料ノ裁判ハ理由ヲ附シタル決定ヲ以テ之ヲ爲スヘシ 裁判所ハ裁判ヲ爲ス前當事者ノ陳述ヲ聽キ檢事ノ意見ヲ求ムヘシ 當事者及ヒ檢事ハ過料ノ裁判ニ對シテ即時抗告ヲ爲スコトヲ得抗告ハ執行停止ノ效力ヲ有ス

手續ノ費用ハ過料ニ付スル言渡アリタル場合ニ於テハ其言渡ヲ受ケタル者ノ負擔トシ其他ノ場合ニ於テハ國庫ノ負擔トス

抗告裁判所カ當事者ノ申立ニ相當スル裁判ヲ爲シタルトキハ抗告手續ノ費用及ヒ前審ニ於テ當事者ノ負擔ニ歸シタル費用ハ國庫ノ負擔トス

第二百九條 非訟事件手續法其他從前ノ法令ニシテ本法ノ規定ト牴觸シ又ハ重複スルモノハ本案施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

本法施行前ニ裁判所カ申立ヲ受ケ又ハ著手シタル事件ハ舊法令ニ依ル第二百九條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第二百九條ノ二 外國人ニ關スル非訟事件手續ニシテ條約ニ因リ特ニ定ムルコトヲ要スルモノハ司法大臣之ヲ定ム

○工藤行幹君(百二十五番) 國有森林ノコトニ附イテノ建議案ノ委員會ヲ開キタウゴザイマスガ……

○議長(片岡健吉君) 工藤行幹君ヨリ國有林野法案ノ委員會ヲ開キタイト云フ事デゴザイマスガ……

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 然ラバ許可スルコトニ致シマス

○恆松隆慶君(九十七番) 會期モ切迫シテ居ルコトデスカラ、直チニ九名ノ委員ヲ議長ノ指名デ御選ビニナリ、直チニ委員會ヲ開イテ報告ノ手續ニナルヤウニ願ヒタイ、此委員ハ新ニ指名スルトモ、前ノ委員ニ付スルトモ、ソコハ議長ニ任セマス

○加藤六藏君(四番) 私ハ水難救護法案ノ委員會ヲ開キタイト思ヒマスカラ……

○議長(片岡健吉君) 加藤六藏君カラ水難救護法案ノ委員會ヲ開キタイト云フコトデアリマスガ、御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 然ラバ許可スルコトニ致シマス

○大岡育造君(四十五番) 唯今ノ委員ノコトニ附イテ議長ニ注意ヲ求メテ置キマスガ、此商法ノ通過シタ後デアアルカラ、施行法モ早クヤリタイト思ヒマスガ、是マデノ委員ニハ指名ガドウモ一人ニシテ三件モ持ッテ居ル人ガアリマシテ、ソレガタメニ商法杯ノ件ハ、實驗スル所デハ、二月三日カラ此項マデ掛ツタト云フ次第デアリマスカラ、成ルベク多ク持タヌ人ニ御命ジニナルヤウニ、御注意ヲ申シテ置キマス

○議長(片岡健吉君) 今議題ニナツテ居ル二案ニ附イテ特別委員九名ヲ議長ガ指名スルト云フ動議ガ出マシタガ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其通致シマス

○恆松隆慶君(九十七番) モウ一ツ緊急動議ガアリマス、國籍喪失者ノ權利ニ關スル法律案、外國人ノ抵當權ニ關スル法律案ト云フモノガ貴族院カラ先程送付ニナツタヤウデアリマスガ、是モ極急ギモノデアリマスカラ、此場合日程ヲ變更シテ直チニ委員ニ付託セラレヌコトヲ願ヒマス

○議長(片岡健吉君) ソレハマダ報告シテアリマセヌ——此際ニ報告ガアリマス

(寺田書記官朗讀) 政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

國籍喪失者ノ權利ニ關スル法律案

外國人ノ抵當權ニ關スル法律案

貴族院ヨリ府縣農事試驗場國庫補助法案ヲ回付セラレタリ

橋元島君下飯坂權三郎君鈴木文三郎君ヨリ裁判所設立及管轄區域變更ニ關スル法律案ヲ提出セラレタリ

國籍法案協議委員左ノ通指名セリ

花井 卓藏君 藤澤 幾之輔君 船 垣 示君

望月 長 夫君 河北 勸七君 柏谷 義三君

神 鞭 知 常君 重岡 薰五郎君 村野常右衛門君

鯨島 相 政君

○恆松隆慶君(九十九番) 國籍喪失者ノ權利ニ關スル法律案外一件ハ唯今報告ニナリマシタガ、ドウカ此場合日程ヲ變更シテ直チニ委員ヲ設ケラレンコトヲ望ミマス

○議長(片岡健吉君) 唯今恆松隆慶君カラ、國籍喪失者ノ權利ニ關スル法律案外國人ノ抵當權ニ關スル法律案、此二案ヲ緊急動議トシテ議事日程ヲ變更シテ議シタイト云フ動議ガ出マシタガ、御異議ガアリマスマイカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ直チニ此二案ヲ議題トシテ議スルトニ致シマス、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス

國籍喪失者ノ權利ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會

外國人ノ抵當權ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會

國籍喪失者ノ權利ニ關スル法律案 第一讀會

日本ノ國籍ヲ失ヒタル家族カ日本人ニ非サレハ享有スルコトヲ得サル權利ヲ有スル場合ニ於テ一年内ニ之ヲ日本人ニ讓渡ササルトキハ其權利ハ國庫ニ歸屬ス

外國人ノ抵當權ニ關スル法律案

土地ノ抵當權者ナル外國人カ増價競賣ヲ請求スルニハ若シ競賣ニ於テ第三取得者カ提供シタル金額ヨリ十分ノ一以上高價ニ抵當不動産ヲ賣却スルコト能ハサルトキハ提供金額ニ十分ノ一ヲ加ヘタルモノト競落價額トノ差額ヲ負擔スヘキ旨ヲ附言スルコトヲ要ス

○恆松隆慶君(九十七番) 是ハ九名ノ委員ヲ議長カラ御指名ニナランコトヲ希望致シマス

○議長(片岡健吉君) 恆松隆慶君カラ本案ノ委員ハ九名トシテ、議長ガ指名スルト云フ動議ガ出マシタガ、御異議ハアリマスマイカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其通致シマス

○瀧口歸一君(二百八十五番) 印紙稅法案ノ兩院協議會ヲ是カラ開キタウゴザイマスガ……

○議長(片岡健吉君) 瀧口歸一君カラ印紙稅法案ノ兩院ノ協議會ヲ開キタイト云フコトデアリマスガ、許可シテ御異議ハアリマスマイカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、許可スルコトニ致シマス、次ノ日程ノ第二、第二ハ委員長カラ報告ヲ延ベタイト云フ申出ガアリマシタカラ、報告ヲ延ベルコトニ致シマス

(異議ナシト呼フ者アリ)  
○恆松隆慶君(九十七番) 此場合ニ私ハ又緊急動議ヲ出シマス、此國有林野法案、國有土地森林原野下戻法案ヲ今日延ベタイト云フノハ、是ニ附帯シタル委員會ガ終ラナイカラデアアラウト思ヒマス、然ルニ茲ニ森林資金特別會計法案ト云フノガ、提出ニナリテ居リマス、是ハ此法案ニ關聯シタルモノデアリマスカラ、此場合日程ヲ變更シテ同一ノ委員ニ付託シタイト云フ希望デゴザイマス

(贊成ト呼フ者アリ)  
○議長(片岡健吉君) 今恆松隆慶君カラ森林資金特別會計法案ヲ此際ニ議事日程ノ變更ヲシテ議シタイト云フコトデアリマスガ御異議ハアリマスマイカ  
(異議ナシト呼フ者アリ)  
○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通致シマス、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス

森林資金特別會計法案(政府提出)

第一讀會

森林資金特別會計法案

第一條 國有林野ノ處分國有林ノ實測、施業案編製、造林及森林買上ニ係ル特別經營ノ爲森林資金ヲ置キ其ノ歳入歳出ハ一般會計ト區分シ特別會計ヲ設置ス

第二條 森林資金ハ國有トシテ存置ノ必要ナキ林野賣拂代金ヲ以テ之ニ充ツ

第三條 森林資金ヲ使用セントスルトキハ其ノ金額ヲ一般ノ歳入ニ組入レ

第四條 森林資金ニシテ毎年度内ニ使用セサルモノハ翌年度ニ繰越スヘシ

第五條 第一條ニ掲クル特別經營ノ事業完了ノ上森林資金ニ剩餘アルトキハ一般ノ歳入ニ繰入ルヘシ

第六條 政府ハ毎年森林資金特別會計ノ歳入歳出豫算ヲ調製シ歳入歳出ノ總豫算ト共ニ帝國議會ニ提出スヘシ

第七條 森林資金ノ收入支出ニ關スル規程ハ別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第八條 本法ハ明治三十二年度ヨリ施行ス

○恆松隆慶君(九十七番) 是ハ國有林野法案國有土地森林原野下戻法案ノ委員ニ付託シタイト云フデアリマス

○議長(片岡健吉君) 今恆松隆慶君ノ動議ニ御異議ハアリマスマイカ  
(異議ナシト呼フ者アリ)  
○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通致シマス、議事日程ノ第四、關稅法案第一讀會ノ續委員長ノ報告——星松三郎君

第四 關稅法案(政府提出)

(星松三郎君演壇ニ登ル)  
○星松三郎君(二百四十二番) 委員會ノ經過竝ニ結果ヲ報告致シマス、此御手許ニ回ッテモ居リマセウデゴザイマセウガ、關稅法案ニ附キマシテハ政府

提出案ニ附キマシテ、種々質問ヲ重ネ討議モ盡シマシタコトデアリマスガ、此關稅法案ノ全部ハ、今回政府デ編成セラル、ニ當リマシテモ、各國ノ關稅則杯ヲ對照シ、餘程力ヲ籠メテ拵ヘタモノト見エマシテ、委員會ハ此原案ヲ一々適當ノモノデアルト云フコトデアリマス、此段御報告致シマス、唯此關稅法案ノ第三條ノ「關稅ハ輸入申告ノ日ニ於テ行ハル、法規云々」ト云フコトニ附キマシテハ、保税倉庫ニ入置キマスノハ、現行法デハ一年間保税倉庫ニ入置クコトガ出來テ、其保税倉庫ニ在ル品ヲ入用ダケ稅ヲ拂ッテ出スコトガ出來ルト云フ規定ニナリテ居ル、然ルニ諸君モ御承知ノ通專賣煙草ハ、八月十五日カラ實施セラル、コトデアリマス、現今保税倉庫ニ在ルモノニ對シテ、ドウ云フ嫌ガアルカト申シマシタナラバ、八月十五日以前ニ保税倉庫カラ引出サ、ル限ハ、十割ノ稅ヲ取ラレルト云フコトニ相成リマス、ソレ故ニ此事柄ニ向ッテハ、此法文ニ加ヘルトガ出來ヌトシテモ、一應此事柄ヲ聽イテ置キタイト云フコトデアリマス、種々質問モアリマシタガ、要スルニ政府ノ答辯ハ、別問題デアラガ故ニ、別段ノ考ヲ以テ別ニ法ヲ設ケルト云フコトナラバ、免モ角モ此關稅法ノ第三條ニ向ッテハ、問題ガ變ッテ居ルト云フコトナ、又是ハ永遠ニ涉ル所ノ法案デアリシ、彼ハ一時ノモノデアラカラシテ、是ト一緒ニスルコトガ出來ヌト云フ答辯デアリマシテ、詰リ議論ノ澤山アリマシタノハ、唯此第三條ニ向ッテ質問旁ノ議論ガ澤山ゴザイマシタ、外ノ條項ニ至リマシテハ、百三十條ノ多キ條項デアリマスガ、一々其不審ノ所ハ說明ヲ請ヒマシタガ、孰モ委員會デ認ムル所デアハ、適當ナ法案デアル、餘程此内外ニ對シテノ對照ヲ能ク出來テ居ルト云フコトデアリマス、且ツ御承知ノ通會期モ既ニ切迫致シ、閉會モ切迫致シテ居ルト云フコトデアリマス、相成ルベクハ讀會省略デ直ニ即決アラシコトヲ希望致シマス

○大岡育造君(四十五番) 質問致シマス、第二十四條ニ「貨物ハ開港ニ由ルノ外輸出若クハ輸入ヲ爲スコトヲ得ス」斯ウゴザイマスガ、是マデノ開港場所所謂互市場ノ外ニ輸出輸入港杯ガアリマスガ、ソレモ今度ノ所謂開港場ト云フモノニ此條ノ開港場ト云フ則チ開港ニ依ルト云フノ、其開港ト云フノ、中ニ這入ルノデアリマセウカ

○星松三郎君(二百四十二番) 開港ト云フノハ、唯今マデ開キツ、アル所ノ開港……

○大岡育造君(四十五番) ツレハ何處々々デス

○星松三郎君(二百四十二番) 場所デスカ

○大岡育造君(四十五番) 是マデノ中ニハ、横濱トカ長崎トカ神戸トカ云フヤウハ開港場モアレバ、單ニ輸出ノミスル開港場モアル——場所モアル、或ハ輸入輸出兩方スル場所モアル、其方ノ分ハドウ云フ處分ヲセラル、ノデアリマスガ、御分リニナラナケレバ、政府委員カラデモ……

○星松三郎君(二百四十二番) 分リマセウカラ、政府委員カラ御開ニナルヤウニ……

(政府委員大藏省主稅局長目賀田種太郎君演壇ニ登ル)

○政府委員(目賀田種太郎君) 大岡君ニ御答ヘ致シマス、二十四條ニアル開港ナルモノハ、即チ此二十九條ニ依ッテ定マルノデアリマス、即チ總テノ港ヲ云フノデアリマス、分リマシタカ——此二十九條ニ依ッテ定マル所ノモノヲ云フノデアリマス

○大岡育造君(四十五番) サウスルト輸出港モ這入りマスカ  
○政府委員(自賀田種太郎君) サウデス  
○大岡育造君(四十五番) 宜シウゴザイマス

○恆松隆慶君(九十七番) 是ハ委員長カラ讀會省略——私モサウ云フコトハ  
希望致シマスガ、質問ガアツタ位デアルカラ、ドウ云フ説ガ出ルカ、先ツ直  
チニ二讀會ヲ開クト致シマス

○議長(片岡健吉君) 直チニ二讀會ヲ開クトニ附イテハ御異議アリマセマ  
ス

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、直チニ二讀會ヲ開クトニ致シマ  
ス

關稅法案

第二讀會

○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ御異議ガアリマセマケレバ、原案通決シ  
マス

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○恆松隆慶君(九十七番) 直チニ三讀會ヲ以テ確定セラレシコトヲ……

○議長(片岡健吉君) 直チニ三讀會ヲ開クトニ付イテ、御異議アリマスマ  
イカ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、直チニ三讀會ヲ開クトニ致シマス

關稅法案

第三讀會

○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ御異議アリマスマイカ  
〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、確定致シマス

○新井章吾君(百七十二番) 委員長ノ報告ヲ致シマス  
○議長(片岡健吉君) 演壇へ……

〔新井章吾君演壇ニ登ル〕

○新井章吾君(百七十二番) 諸君、東京市ニ關スル法律案ノ委員會ノ結果ヲ  
御報告致シマス、此法律案ノ委員會ハ昨日開キマシテ委員長理事ノ選舉ヲ致  
シマシタ、其結果私ガ委員長ニナリ、丸山巖藏一郎君ガ理事ニ當選致シマシテ  
ゴザイマス、而シテ尙ホ本日引續イテ委員會ヲ開キマシテゴザイマス、其結果  
ハ全會一致ヲ以テ本案ヲ可決シタノデゴザイマス、其可決致シマシタル  
理由ノ要點ヲ述ベマスデゴザイマス、此法律案ノ理由ト云フモノハ、大體理由  
書ニモ書イテゴザイマス、尙ホ之ヲ補ヒマス、元來東京市ト云フ土地ハ、  
他ノ市トハ大ニ狀況ヲ異ニ致シテ居リマス、富ノ度ト云ヒ、人口ノ度ト云ヒ、  
智識ノ度ト云ヒ、或ハ皇城ノアル所則チ輦轂ノ下デモアリ、或ハ中央政府ノア  
ル所デアリ、或ハ外國人ノ澤山入込ム所デアリ、他ノ市トハ大ニ相違致シテ居  
リマスノデゴザイマス、而シテ此東京市ノ公共事務ト云フモノハ、非常ニ複雑  
ニ、非常ニ頻繁ナルモノデゴザイマス、然ルニ此通常ノ市制ニ依リマスルト  
云フト、東京府知事ノ監督ヲ受ケテ居リマスルガ故ニ、何事モ東京府知事ヲ經  
由シテ、内務大臣ニ交渉シナケレバナラヌト云フヤウナ有様デ、實ニ此瞬間ヲ

東京市ニ關スル法律案(鳩山和夫君外七名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

○恆松隆慶君(九十七番) 是ハエライ長イ説明ガゴザイマシタデ、モウ能ク  
分リマシタ、直チニ二讀會ヲ開カンコトヲ願ヒマス

○議長(片岡健吉君) 今恆松君カラ直チニ二讀會ヲ開キタイト云フ動議ガ出  
マシタガ、御異議ハアリマスマイカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、直チニ二讀會ヲ開キマス

東京市ニ關スル法律案

○恆松隆慶君(九十七番) ドウカ直チニ三讀會ヲ開イテ確定セラレンコトヲ望ミマス

○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ御異議ハアリマセヌカ  
〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、原案通決シマス——松平内務次官(政府委員内務次官松平正直君演壇ニ登ル)

○政府委員(松平正直君) 唯今決議ニナリマシタヤウデスガ、東京市ニ關スル法律案、此提出ノ法律案デゴザイマスガ、是ハ政府ガ同意ガ出來マセヌノデアリマスカラ、此段フ一言申シテ置キマス

○議長(片岡健吉君) 本案ハ直チニ三讀會ヲ開イテ御異議ハアリマスマイカ  
〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、直チニ三讀會ヲ開キマス

○恆松隆慶君(九十七番) 此場合政府ガ反對シテ、彼此言ハレマセヌデモ宜カラウト思ヒマス、直チニ確定セラレヌコトヲ望ミマス

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、原案通決定シマス

○恆松隆慶君(九十七番) 先程山田君ガ第一日程ニ移ルトキニ緊急動議ヲ持出シマシタガ、アレハ第四ノトキヤルガ宜カラウト云フコトデ止リマシタ要塞地帶法案——ドウゾ此場合此問題ヲ日程ヲ變更シテ議セラレンコトヲ望ミマス、是ハ修正モ致シテゴザイマセヌ、又貴族院ニ回ラナケレバナラヌモノデアリマスカラ、此場合直チニ日程ヲ變更シテ、議事ニ掛ケラレンコトヲ希望シマス

○議長(片岡健吉君) 今恆松隆慶君カラ、議事日程ヲ變更シテ要塞地帶法案ヲ直チニ議スルト云フ動議ガ出マシタガ、御異議アリマスマイカ  
〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、直チニ此案ノ議事ヲ開キマス

要塞地帶法案(政府提出貴族院送付) 第一讀會ノ續(委員長報告)

○恆松隆慶君(九十七番) 是ハ直チニ二讀會ヲ開カレンコトヲ望ミマス

○議長(片岡健吉君) 本案ハ二讀會ヲ開クコトニ御異議ガアリマスマイカ  
〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、原案通決シマス  
○恆松隆慶君(九十七番) 直チニ確定ナランコトヲ希望致シマス  
○議長(片岡健吉君) 今恆松隆慶君ヨリ直チニ三讀會ヲ開キタイト云フ動議ガ出マシタガ、御異議ハアリマスマイカ

第二讀會

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アル〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、直チニ三讀會ヲ開クコトニ致シマス

要塞地帶法案 第三讀會

○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ御異議ハアリマスマイカ  
〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ確定致シマス、田村順之助君(田村順之助君演壇ニ登ル)

○田村順之助君(四十八番) 船舶法案船員法案ノ委員會ノ經過ヲ御報告致シマス、本案ハ本日正午ニ委員會ヲ開キマシテ、委員長理事ノ選舉ヲ行ヒ、委員長ニハ私、理事ニハ望月君ガ當選致シマシタ、引續イテ委員會ヲ開キマシテ、殊ニ審議ノ上原案ノ通ニ異議ナク決シマシタカラ、此段ヲ御報告致シマス  
〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○恆松隆慶君(九十七番) 直チニ日程ヲ變更シテ即決セラレンコトヲ望ミマス

船舶法案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

○議長(片岡健吉君) 今委員長カラ報告ニナリマシタ此兩案ハ議事日程ヲ變更シテ直チニ議スルト云フ動議ガ恆松隆慶君カラ出マシタガ、御異議ハアリマスマイカ  
〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、兩案共ニ第一讀會ノ續ヲ開キマス  
〔直チニ二讀會ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、直チニ第二讀會ヲ開クコトニ致シマス  
〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ本案通決シマス——是ハ直チニ三讀會ヲ開イテ御異議アリマスマイカ  
〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ確定致シマス——議事日程ノ第五中  
第五中央工業試驗所設立ニ關スル建議案、委員長ノ報告——脇坂行三君(脇坂行三君演壇ニ登ル)

○脇坂行三君(八十二番) 中央工業試驗所設立ニ關シマスマスル建議案ニ附キマシテノ委員會ノ經過並ニ結果ヲ御報告致シマスルガ、本月ノ二十二日ノ日ニ

議事日程變更ノ緊急動議 要塞地帶法案 第一讀會ノ續 第二讀會 第三讀會 船舶法案 第一讀會ノ續 第二讀會 第三讀會 第五中央工業試驗所設立ニ關スル建議案 (委員長報告)

委員長理事ノ選舉ヲ致シマシテ、而シテ昨日第一回ノ委員會ヲ開キマシテ、此席ニ於キマシテハ、政府委員モ出席ニナリマシテ、ソレノ政府ノ意向ニ附イテモ質問ヲ致シマシタコトゴザイマス、而シテ審議ニ移リマシタ所ガ、滿場異議ナク本案ノ大體ニ附イテ贊成スルコトニナリマシタノゴザイマス、唯一ノ修正ヲ致シタイ、本案ノ趣意ハ宜シイガ、一ノ修正ヲ致シタイト云フ説ガ出マシタ、ソレハ本案ノ精神ハ中央工業試驗場ニ關スル所ノ案デアアルガ、地方ノ試驗所ニ向テモ補助ヲ與ヘル所ノ意思ヲ採テ居ル所ノ議員モゴザイマレタ、併ナガラ是ハ成立チマセヌデゴザイマシテ、此建議案ニ對シマシテハ、滿場異議ナク可決致シマシテゴザイマス、而シテ政府ノ意向ヲ確メマシタ所ガ、政府ニ於キマシテハ尤モ此中央工業試驗所ノコトニ附イテハ、政府ニ於テモ考ヲ持ツテ居ルタ次第デアツテ、成ルベク早く此試驗所ノ設置ノコトモ希望シテ居ル譯デアアルケレドモ、本議會ニ於テ之ヲ出ス譯ニハ往カナイ、併ナガラ成ルベク調査ヲシ、而シテ此初期ノ議會位ニハ是非出ス所ノ考ヲ持ツテ居ルデアアル、併ナガラ此規模ニ至リマシテハ、多少考モアルガ、マダ之ヲ確定スルコトハ往カナイ、中央試驗所ヲ設ケマスルニ附キマシテハ、之ヲ鞏固ナル、又十分ナル、完全ナルコトヲ致シマセウト思ヒマスレバ、經費モ餘程掛ル譯デアアル、ソレ故ニ規模ヲ大ニスルト云フコトハ、最初ニ之ヲ多クスルト云フコトガ、少シドウデアラウ、此規模大キニシテ、而シテ之ヲ起シマシタ所デ、果シテ十分ナル目的ヲ達スルコトガ、ドウデアアルカト云フ考モ持ツテ居ルデアアルカラ、故ニ最初ハ餘リ大キナ規模ト致シマセズシテ、政府ニ於テ次ノ議會位ニ提出致シタイト云フ考ヲ持ツテ居ルデアアル、唯參考マデニ少シク考ヘテ居ル所ノ設備ノコトハアルケレドモ、是ハ唯今確定シタモノデハナイノデアアルカラ、併ナガラ此建議案ニ對シテハ、全然贊成ヲスル譯デアアル、斯ウ云フコトデ、政府ハゴザイマシタノデゴザイマス、(モウ宜シイ簡單キヤ)ト呼フ者アリ)ソレカラ審議ニ移リマシタノデゴザイマスガ、唯今申上ダマシタ如ク、少シ、修正案ヲ持ツテ居ル所ノ委員ノ御人モゴザイマシタケレドモ、滿場是ハ通過スルヤウニ致シマシタ方ガ宜カラウト云フコトニ可決ヲ致シマシタコトゴザイマスカラシテ、續々述べタイコトモゴザイマスケレドモ、モウ述べマセヌ、ドウカ滿場御贊成下サルコトニ希望致シマス

○恆松隆慶君(九十七番) 直チニ即決確定セラレンコトヲ望ミマス

○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ御異議アリマセヌカ

(異議ナシ)ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、原案ノ通決シマス——報告ガアリマス

(寺田書記官朗讀)

政府ヨリ明治三十二年度歳入歳出總豫算追加案(第四號)並明治三十二年年度特別會計歳入歳出豫算追加案(特追第四號)ヲ提出セラレタリ

議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

- 私立學校徴兵猶豫ニ關スル建議案
- 提出者 武市 庫 太君 西原 清東君 齋藤 壽雄君
- 府縣監獄費及府縣監獄建築修繕費國庫支辨ニ關スル法律案
- 提出者 井上角五郎君 松岡 長康君 征矢野半彌君
- 堀家 虎造君 堀尾 茂助君 利光 鶴松君

- 特別委員左ノ通指名セリ
- 商法施行法案外一件
- |         |         |         |
|---------|---------|---------|
| 杉田 定一君  | 藤 金 作君  | 河口 善之助君 |
| 重岡 薰五郎君 | 浦野 錠平君  | 脇坂 行三君  |
| 山口 熊野君  | 大瀧 傳十郎君 | 千田 軍之助君 |
| 西川 宇吉郎君 | 小田 貫一君  | 林 彦一君   |
| 山内吉郎兵衛君 | 高須賀 纈君  | 伊達 文三君  |
| 武市 庫 太君 | 長坂 重孝君  | 高津 雅雄君  |
| 久米 民之助君 | 西谷 金藏君  | 清水 靜十郎君 |
| 梶野 敬三君  | 安藤 龜太郎君 | 野田 卯太郎君 |
| 大三輪長兵衛君 | 永江 純一君  | 根 本 正君  |
| 西村 淳藏君  | 青木 正太郎君 | 恆松 隆慶君  |
| 板東 勘五郎君 |         |         |

- 外國ノ抵當權ニ關スル法律案外一件
- |          |         |         |
|----------|---------|---------|
| 今村 千代太君  | 田邊 爲三郎君 | 橋 本 易君  |
| 松尾 又雄君   | 大村 和吉郎君 | 早川 龍介君  |
| 丸山 巖峨一郎君 | 上條 謙一郎君 | 山内吉郎兵衛君 |

- 貴族院ヨリ本院ノ送付ニ係ル左ノ議案ヲ可決シタル旨通牒アリ
- 明治三十二年度歳入歳出總豫算追加案(第三號)並明治三十二年度特別會計歳入歳出豫算追加案(特追第二號)
- 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件(追第二號)
- 明治三十二年度歳入歳出總豫算追加案(第九號)香川縣下郡廢置法律案
- 大分縣下郡界變更法律案
- 貴族院ヨリ本院ノ提出ニ係ル左ノ議案ヲ可決シタル旨通牒アリ
- 遠洋漁業獎勵法中改正法律案
- 種牡馬検査法中改正法律案

- 議長(片岡健吉君) 二十八日ノ議事日程ハ追ッテ書面ヲ以テ御通知スルコトニ致シマス、今日ハ是ニテ散會
- 午後二時五十四分散會